

津久見市国土強靱化地域計画

大分県

津久見市

令和3年 2月

目 次

第 1 章	地域計画策定の基本的考え方	1
第 2 章	対象とする災害と被害想定	5
第 3 章	脆弱性評価	13
第 4 章	地域計画プログラムの推進方針	57
第 5 章	プログラムの重点化	96
第 6 章	計画の着実な推進に向けて	98

第1章 地域計画策定の基本的考え方

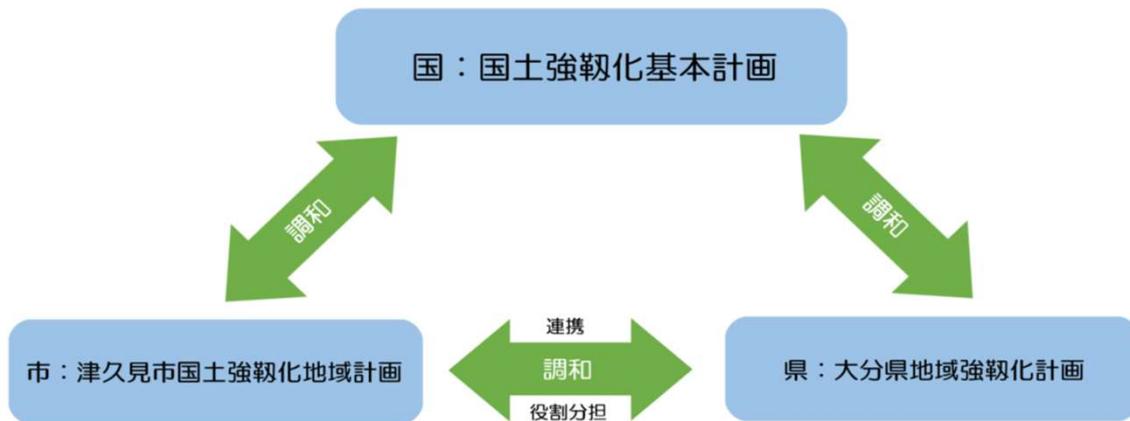
第1節 計画策定の趣旨

津久見市においては、南海トラフ地震の発生が危惧されていること、また、平成29年台風第18号による浸水被害が発生し、今後も同様な災害が発生する傾向となってきたこと等から、大規模自然災害等に対する事前防災及び減災の取組を進めることが喫緊の課題となっている。

このようなことから、津久見市においても、国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）における基本方針を踏まえ、大規模自然災害に対する脆弱性を評価し、事前に的確な取組を実施していくため、津久見市国土強靱化地域計画（以下「地域計画」という。）を策定する。

第2節 計画の役割と位置づけ

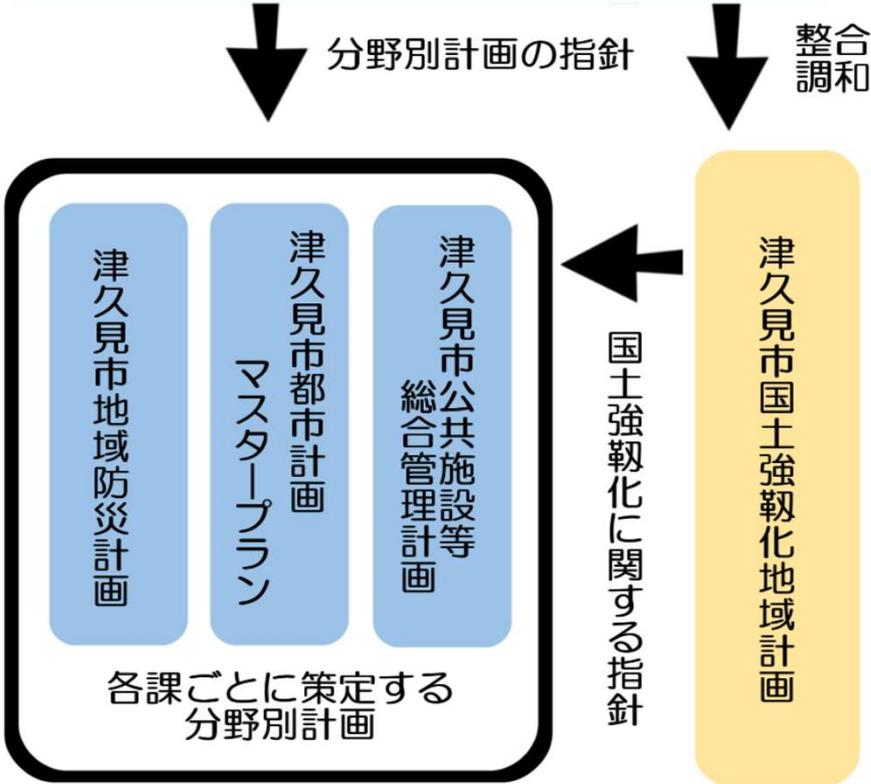
(1) 地域計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画に当たるものであり、基本法第14条に基づき国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）と調和を保つように策定する。また、大分県地域強靱化計画（以下「県計画」という。）とも調和を図るとともに、施策の実施に当たり大分県との連携及び役割分担を行う。



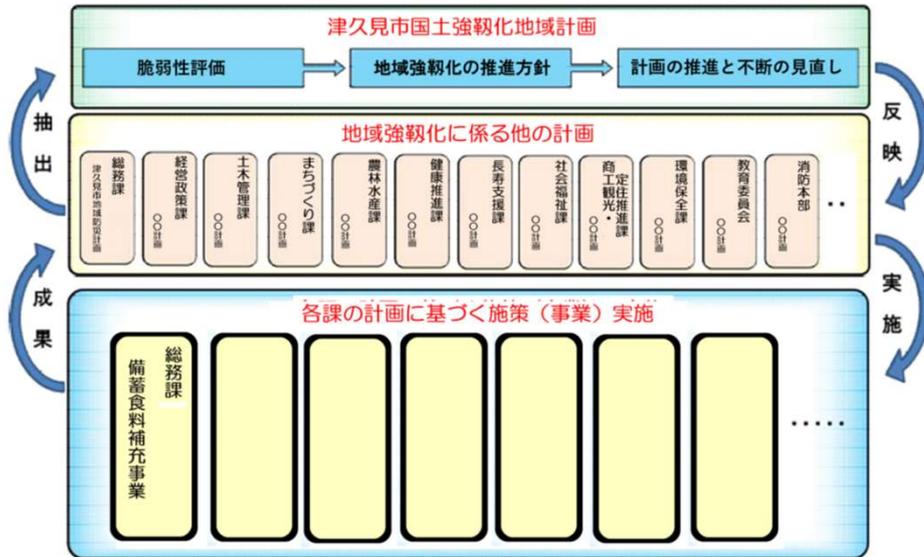
(2) 基本法に基づく地域計画は、国土強靱化の観点から地方公共団体における様々な分野の計画等の指針となるものであり、基本計画と同様に、地域における国土強靱化に係る計画等の指針としての最上位計画の性格を有するものとされている。

そのため、地域計画においては、市の最上位計画であり各種分野別計画の指針となる津久見市総合計画（以下「総合計画」という。）と整合・調和を図りつつ、各種分野別計画等において津久見市の国土強靱化を総合的かつ計画的に推進する指針となるよう定めるものである。

第5次 津久見市総合計画



津久見市国土強靱化地域計画の位置づけ



第3節 計画の推進期間

地域計画は、第5次総合計画の後期基本計画期間に合わせ、令和3年度から令和7年度までを推進期間とする。

ただし、地域計画の策定後であっても、様々な大規模自然災害の発生等で新たに得られた教訓や社会情勢の変化、基本計画の見直し等を踏まえて期間満了を待たずに本計画の見直しを行うものとする。

第4節 地域計画の基本目標

いかなる災害等が発生しようとも、以下の4つを基本目標として、「強さとしなやかさ」を備えた安全・安心な地域・経済社会の構築に向けた「国土強靱化」を推進する。

<基本目標>

- ・人命の保護が最大限に図られること。
- ・本市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること。
- ・市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化が図られること。
- ・迅速な復旧・復興に資すること。

これらの基本目標を大規模自然災害を想定してさらに具体化したものを、第3章において示す8つの「事前に備えるべき目標」とする。

第5節 地域計画の基本方針

地域計画の基本目標を踏まえ、過去の災害から得られた経験を教訓として、事前防災、減災その他迅速な復旧・復興等に資する大規模自然災害等に備えた強靱なまちづくりを、以下の基本的な方針に基づき推進する。

1 国土強靱化の取組姿勢

- 地域の強靱化を損なう本質的原因をあらゆる側面から吟味した取組の推進
- 短期的な視点によらず、時間管理概念を持ちつつ、長期的な視野を持った計画的な取組の推進
- 経済社会システムが有する潜在力、抵抗力、回復力、適応力の強化
- 地域間連携の強化、地域の活力の向上

2 適切な施策の組合せ

- 災害リスクや地域の状況等に応じて、防災施設の整備、道路の整備、代替施設の確保等のハード対策と訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせて効果的に施策を推進するとともに、このための体制を早急に整備する。
- 「自助」「共助」「公助」に加え津久見市が独自に提唱する「近助」を適切に組み合わせ、官と民、地域等が適切に連携及び役割分担して取り組む。
- 非常時に防災・減災等の効果を発揮するだけでなく、平時にも有効に活用される施策となるよう工夫する。

3 効率的な施策の推進

- 人口の減少等に起因する市民ニーズの変化、社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図る。
- 既存の社会資本を有効活用すること等により、費用を縮減しつつ効率的に施策を推進する。
- 施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資する。
- 人のつながりやコミュニティ機能を向上するとともに、各地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努める。
- 女性、性的少数者、高齢者、子ども、障がい者、外国人等に十分配慮して施策を講じる。
- 環境との調和及び景観の維持に配慮するとともに、自然環境の有する多様な機能を活用するなど、自然との共生を図る。

第2章 対象とする災害と被害想定

第1節 本市の特性

(1) 地形及び地質

津久見市は大分県の南東部に位置し、豊後水道に面した海沿いの都市であり、北に臼杵市、南に佐伯市と境を接し、東西に28km、南北に12km、総面積は79.48km²である。

豊後水道に面した津久見湾の湾口部を囲うようにして半島部の典型的なリアス海岸が伸び、それをさらに鎮南山、姫岳、碁盤ヶ岳、彦岳といった600～700mの山地が三方から馬蹄型に囲んでいる。島しょ部は、四浦半島の延長に保戸島、長目半島の延長に地無垢島、沖無垢島と合計3島がある。美しいリアスの海岸線が山地斜面のミカン栽培の段々畑とコントラストをなしており、色とりどりの風光明媚な景観を形成している。また、中央構造線上に位置することから山地部には広大な石灰岩地帯の鉱山が展開しており、独自の景観を有している。

このようなリアス海岸特有の急峻で土地が狭隘な地形は、平地が少なく土砂災害や河川・水路の氾濫、津波のリスクがある。



(2) 気象

津久見市の気候は、大きな寒暖の変化はなく、比較的温暖な気候である。

しかし、今後は南海トラフ巨大地震等による大規模な災害が起こる可能性も指摘されている。また、現実には発生した平成29年台風第18号でも、近年の海水温上昇傾向の影響によるものと思われる線状降水帯により未曾有の浸水被害が発生しており、東に開けた地形は、南東から南の風、東寄りの風が直接入ってくるため、台風の進路によっては雨、風、波の甚大な被害が予想され、今後もこの気象状態が続く傾向といわれていることから同様の被災が危惧されている。

第2節 本市における災害リスク

本市において想定する災害として、地震・津波災害と、台風等による大雨、洪水、暴波浪、高潮についてリスクを評価し、対策を進める必要がある。

(1) 地震・津波の被害想定

基本的に被害想定は、諸々の定義を含めて平成31年版として大分県が公表した大分県地震被害想定調査（以下「地震被害調査」という。）を掲載している。

この地震被害調査では、「南海トラフ巨大地震」と「プレート内地震（九州地方の下に深く沈み込んだフィリピン海プレートに起因する地震をいう。以下同じ。）」「中央構造線断層帯」「日出生断層帯による地震」「万年山一崩平山断層帯による地震」「周防灘断層群主部による地震」といった起因する断層などで分類したそれぞれの地震を想定し、被害を予測している。

津久見市において最も大きな被害をもたらすと言われている事象、主に、揺れ又は液状化についてはプレート内地震、津波については南海トラフ巨大地震を想定し、被害を予測するものである。

【リスク予測結果】

ア 人的被害（死傷者）

人的被害では、自宅で就寝中に倒壊に巻き込まれて死亡する人が多く、また、津波からの避難も遅れると懸念されることなどから「冬・5時」「夏・12時」「冬・18時」の時間帯を列挙して予測結果を示している。

津久見市内では南海トラフ巨大地震において「冬・18時」の時間帯で最大の被害が予測されており、2,110人が死亡、また、この犠牲者全てが津波によるものとされている。

一方、地震の揺れに起因する建物倒壊等による人的被害は、最大震度「6弱」が予測されるプレート内地震でも、「冬・5時」「夏・12時」「冬・18時」の各時間帯ともに軽傷者が1名となっている。

ちなみに、プレート内地震では津波の発生は予測されておらず、本市において人的被害に係る最大の脅威は津波であることが分かる。

■人的被害

(人)

津波	死者	重篤者	重傷者	軽傷者
冬・5時	1,783		289	560
夏・12時	2,065		143	278
冬・18時	2,110		127	247

(南海トラフ巨大地震：津波が乗り越えたら破堤する場合)

イ 建物被害

建物被害では、人的被害とは違い、各時間帯を列挙しての予測結果は公表されていないため、「揺れ」「液状化」「津波」の原因ごとの予測結果となる。

被害の程度については、木造・非木造を問わず、被害を「全壊」と「半壊」に区分している。

地震で予想最大震度「6弱」のプレート内地震における耐震補強前の建物の被害予測は、全壊は「揺れ」「液状化」を合わせて114棟、半壊は215棟と見込んでいる。

なお、プレート内地震では、津波の発生は想定されていない。

一方、予想最大震度「5強」の南海トラフ巨大地震における建物の被害予測は、全壊は「揺れ」「液状化」を合わせて全壊が65棟、半壊が110棟で、プレート内地震の約半数となるが、「6弱」と「5強」では32倍のエネルギーの差異があるためと考えられる。

特筆すべきは、津波に伴う建物被害は、「堤防が機能しない場合」の全壊は2,704棟、「津波が乗り越えたら破堤する場合」の全壊は2,690棟と飛躍的に被害が及ぶと予測されており、人的被害と同様に本市においては津波が最大の脅威であることが分かる。

地震・津波に起因する火災によって消失する家屋の被害は、各地震ともに予測されていないが、東日本大震災においては気仙沼市の事例もあり予断を許さない状況である。

■建物被害

(棟)

原因地震	揺れ		液状化		津波	
	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊
プレート内(6弱)	13	64	101	151		
南海トラフ(5強)	2	16	63	94	2,704	2,870

①耐震補強前の建物被害

②堤防が機能しない場合の津波による建物被害

(①と②の条件でそれぞれ被害が最大となる想定値)

ウ 交通施設障害(道路施設、鉄道施設、漁港・港湾施設)

理論上最大クラスの地震では、市周辺の緊急輸送道路への影響は大きく、復旧に1週間以上かかる路線があることが予測されている。特に、半島部では通常の土砂災害で交通が遮断された事例が少なからずあることから、想定を上回る被害が発生する可能性がある。鉄道も、平成29年台風第18号の時には大規模な斜面の崩壊で鉄路が埋没する被害が発生し、復旧に3か月を要した。

港湾・漁港施設は、耐震強化岸壁を除いて、ほとんどが利用困難となる予測である。

エ 生活支障等（避難者）

地震被害調査では、避難所生活者数は発災後の時系列推移で予測している。

なお、帰宅困難者として想定される市外から又は市外への通勤・通学者・観光客の数は、津久見市を常在地とし、津久見市からの目的地、津久見市への出発地に区分して県内の市町村ごとに計上している。

■避難所生活者数 (人)

原因地震	1日後		1週間後		1か月後	
	避難所	疎開者	避難所	疎開者	避難所	疎開者
プレート内（6弱）	633	341	490	293	152	82
南海トラフ（5強）	3,679	1,981	3,676	1,979	3,676	1,979

（最大となる想定）

■帰宅困難者数 (人)

定住地		大分市	別府市	臼杵市	佐伯市	竹田市	大豊野市	由布市	中津市	宇佐市	日出町	市町村内他	県外
津久見市	へ	604	29	0	421	2	17	6	2	2	0	3	269
	から	454	22	0	420	0	22	3	0	2	4	1	88

（表題以外の県内市町村は県内他市町村としている。）

オ 災害廃棄物等

地震被害調査では、建物被害を原因地震ごとに予測している。

最大震度が「6弱」と予測されているプレート内地震の場合には、重量18,283トン、体積22,438m³の災害廃棄物の発生が予想されている。一方で、最大震度「5強」の南海トラフ巨大地震の場合では、重量656,934トン、体積723,858m³に跳ね上がるものと予測されている。南海トラフ巨大地震では津波を伴うため津波堆積物が発生することが予測され、重量、体積ともに大きな割合を占めると考えられる。したがって、災害廃棄物の発生は人的被害、建物被害と同様に津波との相関関係が正比例している傾向がうかがえる。

■災害廃棄物の発生量

原因地震	重量 (トン)						
	揺れ・液状化・津波による瓦れき発生量				津波堆積物	合計	
	木造	非木造	床上	床下			
プレート内 (6弱)	13,338	4,945	0	0	0	18,283	
南海トラフ (5強)	323,973	68,540	5,285	228	258,908	656,934	

原因地震	体積 (m ³)							
	柱角材	可燃物	不燃物	注1 コンから	金属くず	その他	注2 津波Sed	合計
プレート内 (6弱)	1,828	7,313	4,986	7,147	499	665	0	22,438
南海トラフ (5強)	39,803	159,210	108,553	155,592	10,855	14,474	235,371	723,858

※ 環境省の災害廃棄物対策指針（平成30年3月）に基づき津久見市で独自に試算したもので令和2年12月末時点での暫定値

※ 注1は「コンクリートがら」の略、注2は「津波堆積物発生量」の略

(2) 台風、豪雨の状況

毎年のように、集中豪雨や台風による道路法面の崩落などの土砂災害を被っている。

その中でも、平成29年台風第18号では、市内の各地区で浸水し、大規模な床上、床下浸水が発生した。結果的に相当数の被災された住民が長期に渡り、不自由な生活環境下に置かれることとなり、本市にとっては過去半世紀以来の未曾有の大災害となった。それに伴い、膨大な量の災害廃棄物や相当数の水没車両も生じた。このことは、不自由な生活環境に加えて、市民の財産が相当数失われたことを意味している。

また、大規模な土砂災害も多発しており、この種の被害は、特に半島部に集中した。

甚大な崩落も発生し、市内唯一の住居の全壊被害は半島部の四浦地区にあった。車両が通行可能な道路はもちろん連絡路は寸断され複数の集落が孤立状態となった。高齢者が

多数を占める集落にとっては一時的であれ孤立は深刻な問題である。

行政機関では、市庁舎一階も浸水した。浸水した部署は電子機器を中心に機能が一時的に停止した。公用車両も約30%が水没するなど被災現場への調査復旧などの行政サービスが大幅に低下した。

上水道も長期間断水し、長期間にわたり生活用水の供給が滞った。

加えて唯一の鉄路であるJR日豊本線の津久見駅構内への浸水や、徳浦地区の土砂災害により線路が埋没して、長期間にわたり列車の運休が続き津久見駅、日代駅の利用者、特に多数の通学生や通勤者はバス代行となり相当な心理的負担となったと思われる。

なお、災害廃棄物の処理を含む当該復旧・復興にかかる相当な部分については、国土交通省をはじめとする国の機関、大分県、県内外自治体、民間のボランティアから全力を挙げて支援をいただいた。特に忘れてはならないのが復旧・復興に対する市民と民間事業者の理解と協力である。被災による生活環境の悪化に遭遇しながらも自助として行政の負担軽減に努めてくれた市民の皆さん。自身も被災しながら復旧事業において昼夜を徹して作業をいただいたり、災害廃棄物の処理のために協力いただいた民間企業の関係者の皆さんの取組は地元自治体として忘れてはならないことである。

仮に、全国的・全県的な広域同時多発的な巨大災害が発生すれば、国土交通省や大分県などの協力は限定的になることは容易に予測できる。当然、市民と市内の民間事業者の負荷は相対的に増えるかもしれない。このような中で津久見市が、この地域計画を作成する意義は大きい。この地域計画は既往の風水害の貴重な経験を財産と捉えて作成するものである。



平成29年台風第18号 市営グラウンドの浸水状況

(土木管理課)



平成29年台風第18号 津久見川水系八幡橋付近の護岸浸食状況 (まちづくり課)



平成29年台風第18号 津久見川水系八幡橋付近の護岸浸食状況 (まちづくり課)



平成29年台風第18号 県道佐伯津久見線文京交差点付近の浸水状況 (まちづくり課)



平成29年台風第18号 県道四浦日代線 江ノ浦付近の崩落状況

(土木管理課)



平成29年台風第18号 県道四浦日代線 大元付近の崩落状況

(提供：大分県)



平成29年台風第18号 一時仮置場（堅浦地区）の災害廃棄物

(土木管理課)

第3章 脆弱性評価

第1節 評価の枠組み及び手順

平成30年6月5日に国土強靱化推進本部で決定した「脆弱性評価の指針」に準じ脆弱性評価を行った。

(1) 想定するリスク

第2章のリスクの予測結果に基づいて想定するリスクを次のとおり定めた。

○ 南海トラフ巨大地震

最大クラスの災害が予測されるため。

○ 台風、局地的集中豪雨、土砂災害、高潮・高波、強風等の風水害 過去に被災し、かつ、最大クラスの災害より発生頻度が数年に一度であると予測されるため。

(2) 「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）の設定

地域計画では、「4つの基本目標」及び「8つの事前に備えるべき目標」に即して28の「起きてはならない最悪の事態（以下表中以外「リスクシナリオ」という。）」を設定した。

■基本目標

- I 人命の保護が最大限に図られる
- II 本市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- III 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- IV 迅速な復旧・復興

■事前に備えるべき目標

- ① 直接死を最大限防ぐ（大規模自然災害が発生した時でも人命の保護が最大限図られる）
- ② 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる
- ③ 必要不可欠な行政機能の確保
- ④ 必要不可欠な情報通信機能・情報網の確保
- ⑤ 経済活動を機能不全に陥らせない
- ⑥ 必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通網等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
- ⑦ 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- ⑧ 災害発生後に社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

基本目標	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	
I 人命の保護が 最大限に図ら れる	1 (大規模自然災害が発生し た時でも人命の保護が最大 限図られる)	1-1	大規模地震、津波の発生による死傷者の発生
		1-2	不特定多数が集まる施設の浸水、倒壊
		1-3	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
		1-4	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
		1-5	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
		1-6	避難路における通行不能
II 本市及び社会 の重要な機能 が致命的な障 害を受けず維 持される	2 大規模自然災害発生直後か ら救助・救急、医療活動等が 迅速に行われる	2-1	被災地域での食料・飲料水等、生命にかかわる物資供給の長期停止
		2-2	救急救助、医療活動の機能不全
		2-3	長期にわたる孤立集落等の発生
		2-4	通勤・通学者及び観光客等の帰宅困難者の発生
		2-5	被災地における疾病・感染等の大規模発生
3	必要不可欠な行政機能の確保	3-1	行政機関の職員・災害対策拠点施設の倒壊等及び災害拠点機能の被災による行政機能の大幅な低下
4	必要不可欠な情報通信機能・情報網の確保	4-1	情報通信の麻痺・長期停止
III 市民の財産及 び公共施設に 係る被害の最 小化	5 経済活動を機能不全に陥ら せない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業等の生産力低下による地域間競争力の低下
		5-2	主要幹線道路が分断する等、基幹的陸上・海上交通ネットワークの機能停止
		5-3	第1次産業、観光業、商工業等あらゆる産業の被害拡大と産業の停滞
		5-4	食料・水等の安定供給の停滞
IV 迅速な復旧・ 復興	6 必要最低限の電気、ガス、 上下水道、燃料、交通網等 を確保するとともに、これ らの早期復旧を図る	6-1	上下水道、ごみ・し尿処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-2	地域交通ネットワークが分断する事態
		6-3	長期間にわたる電気、ガス、燃料の供給停止
7	制御不能な複合災害・二 次災害を発生させない	7-1	市街地での大規模火災の発生
		7-2	沿線・沿道の建物倒壊等による直接的な被害及び交通麻痺
		7-3	海上・臨海部の広域複合災害の発生
		7-4	農地・森林の荒廃や防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
8	災害発生後に社会・経済 が迅速かつ従前より強靱 な姿で復興できる条件を 整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物や発生土砂の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊による有形・無形の文化の衰退・喪失や、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-4	事業用地の取得、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

(3) 施策分野の設定

リスクシナリオを回避するための取組として、5つの個別施策分野と2つの横断的分野を設定した。

■個別施策分野

No.	分野	分野ごとの主な施策
1	行政分野	行政機能の維持に係る施策
		住民の避難行動や避難場所に係る施策
		消火・救助・救急に係る施策
		学校や子ども・子育て支援施設等の安全、防災教育に係る施策
2	住環境分野	住宅や建築物の安全に係る施策
		上下水道に係る施策
3	保健・医療・福祉分野	災害時の医療体制、保健衛生に係る施策
		避難行動要支援者に係る施策
4	産業分野	事業者の業務継続体制に係る施策
		農林水産業の基盤整備に係る施策
5	国土保全分野	市街地や交通ネットワークの整備に係る施策
		河川改修や海岸保全、急傾斜崩壊対策等に係る施策

■横断的分野

No.	分野	分野ごとの主な施策
1	リスクコミュニケーション分野	市民との防災意識の共有や市民への防災教育に係る施策
2	耐震化・老朽化対策分野	公共施設の適正な維持管理、耐震化に係る施策

(4) 評価の実施手順

それぞれのリスクシナリオを回避するために、現在実施している施策を特定することや、現状を改善するために何が課題であり、今後どのような施策が必要かを検討し、施策分野（個別施策分野、横断的分野）ごとに整理した。

このような、それぞれの「リスクシナリオ」を回避するための横断的な施策群を「プログラム」とし、各プログラムの脆弱性を分析・評価した。

第2節 評価結果のポイント

評価結果は、次節のとおりであり、この評価結果を踏まえた脆弱性評価結果のポイントは、以下のとおりである。

(1) ハード整備とソフト対策の適切な組合せが必要

地震や台風等による災害の発生を抑制するハード整備と、その想定を超えたときの、避難から復興に至るまでのソフト対策を適切に組み合わせ、最悪の事態が発生してしまうことを阻止していく必要がある。

(2) 代替性・冗長性等の確保と事業継続計画の策定・実効性担保が必要

エネルギー供給網、通信網、交通網の多重化、行政、金融、物流、情報サービスの拠点等の社会基盤の代替性・冗長性等の確保、それらの上に成り立つ産業等における事業継続計画の策定とその不断の見直し及び訓練実施等による実効性担保は、各施設の耐災害性の強化と並び、災害発生時にも被災を免れた地域の業務を継続し、市全体の経済の停滞を防止する上で必要不可欠である。

また、被災した施設を復旧していくため、人員や資機材の平時からの総量確保、非常時の応援職員等の受入態勢の整備を進めておく必要がある。

(3) 国・県・他の自治体・民間事業者等との連携が必要

個々の施策の実施主体は、本市だけでなく、国、県、民間事業者、NPO、住民など多岐にわたる。これらの実施主体が効率的、効果的に施策を実施するためには、強靱化を担う人材の育成など組織体制の強化及び各実施主体との徹底した情報提供・共有や各主体間の連携が必要不可欠である。

(4) 「より良い復興」を意識した備えが必要

災害時の迅速な復旧・復興は重要であるが、単に元に戻ることをのみを目指すのではなく復旧・復興の機会に、地域の土地利用や産業構造、社会資本の将来の在り方を見据え、また、地域独自の文化や生活様式等の伝承の視点も加えて、より強靱なまちづくり・地域づくりを実践できるよう、地域の将来を担う世代も参画したビジョン形成等の準備を平時から進めておく必要がある。

■ <参考> 第4章以降に記載した各部局名や対象組織等の略称…順不同

【総務】	総務課
【経政】	経営政策課
【税務】	税務課
【市民】	市民生活課
【環保】	環境保全課
【健推】	健康推進課
【水道】	上下水道課
【長寿】	長寿支援課
【福祉】	社会福祉課
【商工】	商工観光・定住推進課
【農水】	農林水産課
【土木】	土木管理課
【まち】	まちづくり課
【会計】	会計財務課
【管理】	管理課
【学教】	学校教育課
【生学】	生涯学習課
【消防】	消防本部
【議会】	議会事務局
【総合】	総合事務局

<国>	国の各省庁（自衛隊、海上保安庁を含む。）
<県>	大分県（県立学校、警察を含む。）
<地>	大分県内外の地方公共団体
<民>	市民すべて（居住者、滞在者を含む。）
<区>	自治会（津久見市でいう区）
<商>	商業関連（商工会議所、個人商店、宿泊施設を含む。）
<工>	民間事業所（工場事業者関連、鉱山各社を含む。）
<燃>	エネルギー供給関連（電力、石油、ガスなどを含む。）
<情>	情報通信関連（電算関連を含む。）
<法>	法務士業関連（弁護士、司法書士、行政書士、土地家屋調査士等）
<交>	交通関連（陸運・海運業、バスやJRなどの交通機関）
<衛>	環境衛生関連（廃棄物やし尿処理及びそれらの運搬に係る事業者）
<金>	金融機関（地方銀行、金融部門としての郵便局、JAやJFを含む。）
<農>	農林水産事業者関連（事業者個人、JAやJF、森林組合を含む。）
<医>	医療機関（医師会、介護施設を含む。）
<児>	子ども・子育て支援施設等（各種学校や保育施設を含む。）
<団>	消防団
<社>	津久見市社会福祉協議会等の社会福祉法人

第3節 脆弱性の評価結果

1-1 大規模地震、津波の発生による死傷者の発生

<個別施策分野>

1 行政分野

(1) 行政機能の維持に係る施策

① 市庁舎は、災害対策本部であり行政サービス提供の拠点であるため、地震による倒壊や、風水害による浸水等により、その機能が失われることが無いよう、現在進められている新市庁舎建設や市公民館の移転・整備の際にはそれらを念頭におきながら検討を行うとともに、万が一災害対策本部となる施設が大きく被災した場合の対策に備え、災害の種類により、新庁舎、市公民館、消防署を防災拠点として機能させる必要がある。

② 災害対応に当たる市職員に対し、不測の事態に備え防災訓練・研修を行う必要がある。

③ 市職員の災害対応能力を高めるため啓発活動や防災訓練を定期的を実施し、津久見市と自主防災組織、消防団、警察、自衛隊、海上保安庁等関係機関が一体となった実践的な防災訓練を継続して実施する必要がある。

④ 市立小中学校、医療施設、社会福祉施設、体育施設、市公民館などの市が所有する建築物（以下「市の特定建築物」という。）の老朽化対策については、維持管理や保守、更新等、必要な取組を進めているが、今後、更新時期を迎える建築物が多数見込まれることから、トータルコストの平準化を図りながら計画的な維持管理・更新等を行う必要がある。

(2) 住民の避難行動や避難場所に係る施策

① 市民等の適切な避難や防災活動に役立つ津波ハザードマップを作成し全戸配布を行い周知を図っている。状況の変化に対応できるように適宜更新する必要がある。

② 各自治会（津久見市区設置条例でいう区域。通称、何々区をいう。以下同じ。）や自主防災組織等における避難訓練や防災講話等の実施の呼びかけやその支援を行い、防災知識の普及と防災意識の高揚を図るほか、共助という役割を担う重要な組織として絶え間なく支援するため充実と関係機関への働きかけを行う必要がある。

③ 市民等が自主的な避難所運営が行えるよう有事の際には直ちに適切な避難所運営ができる体制を構築する必要がある。

④ 市内各自治会ごとに、津波避難施設の設置や避難ルートの整備、橋りょうの耐震補強等ハード対策のほか、防災訓練や防災講話等への積極的な参加を呼びかけるとともに、「揺れたら逃げる」という意識づけといったソフト事業を合わせて行う必要がある。

⑤ 市民等が迅速かつ円滑に避難が行えるよう避難誘導看板や避難所・避難場所看板整備等の更なる充実を図り、同時に維持補修していく必要がある。

⑥ 大規模災害発生時には、発災後数日間は物流機能が停止することが想定されるため、市内での自立的な物資の供給体制を築く必要がある。

⑦ 大規模災害発生時には、上水道や下水道施設の破損により、トイレの使用が困難になることが見込まれるため、携帯・簡易トイレ（処理剤・薬剤を含む。）の現物備蓄のほか、下水道施設の耐震補強等ハード対策も考慮したうえで、備蓄・調達を図る必要がある。

⑧ 各地区における避難所や備蓄倉庫等を確保するため、地区内に地震・津波対応の避難所がない地区を対象に防災施設等の整備の更なる充実を図る必要がある。

⑨ 地震直後には、電力供給施設が麻痺し、機能しないおそれがあるため、停電時の暗い夜間においても円滑に避難できるよう、避難所に発電機や避難誘導灯等を配置する必要がある。

（３）消火・救助・救急に係る施策

① 災害の影響が広範囲に及ぶことに備え、県をはじめ、県内市町村との相互応援体制を推進するほか、物資の搬送を円滑に進めるための、民間事業者との協定体制を強化し、併せて、各種応援協定の締結者からの応援が円滑に受けられるよう、救援活動拠点の確保や受援に必要な計画等の策定を検討・実施する必要がある。

② 過疎・少子高齢化により、年々消防団員の確保が困難な状況となっている。各自治会や市内事業者の協力を得ながら、団員数の確保・維持に努める必要がある。

（４）学校や子ども・子育て支援施設等、防災教育に係る施策

① 公立学校や、子ども・子育て支援施設等（各種学校や保育施設を含む。以下同じ。）は、円滑に避難できるよう平時から災害に備えた防災体制を整備し、職員の任務の分担や相互の連携等を明確に定める必要がある。また、各施設の立地状況に応じた避難等の防災計画を策定、見直しを図り、計画に沿った訓練を実施する必要がある。

② 津波浸水想定区域内の公立学校や、子ども・子育て支援施設等を移転し安全性を確保する必要がある。

2 住環境分野

（１）住宅や建築物の安全に係る施策

① 地震における家具転倒による負傷者をなくすため、自分では家具転倒防止器具の取付けが困難である65歳以上の高齢者のみの世帯、障がいのある人のいる世帯などに対して器具の取付けを支援し、地震による負傷者を減らす取組を行っていく必要がある。

② 住宅の耐震診断や耐震補強に補助金を交付しているが、耐震化に対する認識不足や経済的な負担が必要なことから、あまり進んでいない状況となっている。大規模地震における住宅の倒壊による死傷者を出さないためには、住宅の耐震化率を上げる必要がある。

③ 管理されていない倒壊の危険性のある空き家が増えてきている状況となっているため、危険性のある空き家数の把握や撤去等の対策を講じる必要がある。

④ 滑動崩落の可能性のある宅地について、県と連携しながら、変動予測調査や滑動崩落対策を講じる必要がある。

⑤ 効果的な住宅セーフティネットを構築するため、津久見市公営住宅等長寿命化計画に基づき、公営住宅等整備事業や、住宅・建築物安全ストック形成事業等を推進する必要がある。

3 保健・医療・福祉分野

(1) 避難行動要支援者に係る施策

① 市民に対する防災知識の普及などによる「自助」の取組の促進に加え、地域のリーダーとなりうる防災人材の育成や避難行動要支援者（高齢者、障がいのある人、乳幼児その他の特に配慮を要する人を「要配慮者」といい、そのうち、災害が発生し又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものを特に支援を要するものをいう。以下同じ。）名簿の作成及び活用による「共助」の取組により、地域防災力の総合的な向上を図る必要がある。

② 要配慮者の避難対策を進めるため社会福祉施設等との連携により福祉避難所の充実を図る必要がある。また、一人でも多くの人自力で避難できるよう、健康づくりや介護予防を推進する必要がある。

③ 食物アレルギーで生命の危険が危惧される市民、とりわけ学校給食を受ける児童・生徒も要配慮者と位置づけることができる。市立の学校給食調理場は5施設あるが、食物アレルギーを引き起こすアレルゲン食品について、文部科学省が示した「学校給食における食物アレルギー指針」に基づいて給食業務を行える給食施設が、5施設中1施設のみであり、また、対応済み施設も建設当時の想定人数から大幅に増加したために手狭となっていることが課題となっている。

一方、避難施設において提供される非常食等の在り方について、食物アレルギー対策を講ずべき市民についても配慮する必要がある。

4 国土保全分野

(1) 河川改修や海岸保全、急傾斜崩壊対策等に係る施策

① 津波被害に対応するため、海岸保全施設、港湾施設等の地震、津波、老朽化対策が急

務となっており、防潮堤及び防波堤の整備、補強、嵩上げ、津波防波堤等による津波侵入防止整備を促進するよう、国及び県に働きかける必要がある。

② 漁港施設や漁港海岸保全施設において、地震・津波等による災害の防止や被災した際も安定的に食料等の物資の受入を可能にするために、また、復興時における防災拠点施設として機能するよう、施設の機能を保全するとともに更なる施設の整備及び機能強化を図る必要がある。

③ 地震後は河川を津波が遡上することから、県及び関係機関と協力して河川の改修、堤防や護岸等の河川構造物の改築・改良、水門などの増設等整備を推進する必要がある。

④ 災害時には水門等の適正な開閉操作が必要であるため、定期的に訓練を実施し、災害時における適切な対応と判断力の向上を図る必要がある。

<横断的分野>

1 リスクコミュニケーション分野（情報の共有、教育・訓練・啓発等）

（1）市民との防災意識の共有や市民への防災教育に係る施策

① 個人や地域の防災・減災力をさらに高めるため、地域の自主防災組織等を対象に防災講話、防災訓練、防災研修会等を開催することで防災知識の普及と防災意識の高揚を図る必要がある。

2 耐震化・老朽化対策分野

（1）公共施設の適正な維持管理、耐震化に係る施策

① 公共施設機能を維持するため公共施設の耐震性の継続調査及び耐震化を図る必要がある。

② 津久見市橋梁長寿命化計画をはじめ公共施設長寿命化に関する個別計画に基づき、全ての公共施設を総合的かつ計画的に管理することで、老朽化した公共施設の安全性の確保を行い、公共施設の適切な公共施設の適切な維持保全に努める必要がある。

<代表的な指標>

【総務】 乾パン類、米類等の主食類の備蓄率	[9,918/17,100食] <58% (R2) >
【総務】 携帯発電機の整備稼働率	[44/44台] <100% (R2) >
【総務】 要支援者個別計画の作成率	[6/28地区] <21.0% (R2) >
【総務】 防災知識の普及・啓発研修会の参加達成率	[409/500人] <81.8% (R1) >
【総務】 防災訓練への参加達成率	[3,827/6,000人] <63.8% (R1) >
【総務】 要支援者個別計画の作成率	[6/28地区] <21.4% (R1) >
【総務】 地域懇談会参加者達成率	[320/650人] <49.2% (R1) >
【総務】 防災士養成資格取得達成率	[141/170人] <82.9% (R1) >
【市民】 防犯パトロール隊目標達成率	[10/12隊] <83.3% (R1) >
【土木】 補修等の措置が必要な橋りょうの率	[38/132箇所] <28.8% (R1) >
【土木】 補修が必要なトンネルの率	[3/9箇所] <33.3% (H30) >
【農水】 機能保全工事を行った漁港区域内漁港施設の整備率	[2/257箇所] <0.8% (R1) >

【消防】	消防団員充足率	[415/430人] <96.5% (R1) >
【学教】	抗アレルギー対応の学校給食調理場	[1/5箇所] < 20.0% (R2) >
【福祉】	要配慮者利用施設の避難確保計画の策定率	[0/25 施設] < 0.0% (R1) >

1-2 不特定多数が集まる施設の浸水、倒壊

<個別施策分野>

1 行政分野

(1) 行政機能の維持に係る施策

① 市の特定建築物など、不特定多数が集まる施設は、災害時における避難所や災害対策の拠点として利用されることが想定されることから、耐震化のより一層の促進を図る必要がある。

(2) 学校や保育施設の安全、防災教育に係る施策

① 市の特定建築物である市立小中学校や民間特定建築物（子ども・子育て支援施設等、病院、ホテル宿泊施設、福祉施設、工場、企業の福利厚生施設などをいう。以下同じ。）のうち、公共的な施設としての機能を有する施設の耐震性の継続調査及び耐震化を図る必要がある。

② 公立学校や、子ども・子育て支援施設等は、円滑に避難できるよう平時から災害に備えた防災体制を整備し、職員の任務の分担や相互の連携等を明確に定める必要がある。また、各施設の立地状況に応じた避難等の防災計画を策定、見直しを図り、計画に沿った訓練を実施する必要がある。（再掲 1-1 1 (4) ①）

③ 津波浸水想定区域内の公立学校や、子ども・子育て支援施設等に移転し安全性を確保する必要がある。（再掲 1-1 1 (4) ②）

2 住環境分野

(1) 住宅や建築物の安全に係る施策

① 病院や学校等多人数が集合する建築物等について、耐震性の確保を図る必要がある。

<横断的分野>

1 耐震化・老朽化対策分野

(1) 公共施設の適正な維持管理、耐震化に係る施策

① 公共施設長寿命化に関する個別計画に基づき、官民間わず全ての公共施設としての機能を有する施設について総合的かつ計画的に管理することで、老朽化した公共施設の安全性の確保を図るため総合的かつ計画的に適切な維持保全に努める必要がある。

<代表的な指標>

【まち】 一般住宅の耐震化整備率	[4,703/7,030戸] <66.9% (R2) >
【まち】 市の特定建築物の耐震化整備率	[25/26箇所] <96.2% (R2) >
【まち】 民間特定建築物の耐震化整備率	[26/44箇所] <59.1% (R2) >

1-3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

<個別施策分野>

1 行政分野

(1) 行政機能の維持に係る施策

① 市庁舎は、災害対策本部であり行政サービス提供の拠点であるため、地震による倒壊や、風水害による浸水等により、その機能が失われることが無いよう、現在進められている新市庁舎建設や市公民館の移転・整備の際にはそれらを念頭におきながら検討を行うとともに、万が一災害対策本部となる施設が大きく被災した場合の対策に備え、災害の種類により、新庁舎、市公民館、消防署を防災拠点として機能させる必要がある。

(再掲 1-1 1 (1) ①)

② 台風発生時のタイムライン（津久見市業務継続計画に基づくもの。時系列に沿って定められた行動計画をいう。以下同じ。）を作成し、職員の事前の災害対応準備、早期からの気象情報の収集及び避難の周知などを行いタイムラインの運用を継続する必要がある。

(2) 住民の避難行動や避難場所に係る施策

① 市民が適切な避難行動をとれるよう避難指示等の判断・伝達マニュアルによりの確に避難指示等の情報を市民に伝達しており今後も引き続き継続して運用する必要がある。

② 避難訓練や防災講話等を開催することで防災知識の普及と防災意識の高揚を図る必要がある。

2 住環境分野

(1) 上下水道に係る施策

① 下水道施設（雨水幹線）等の機能停止により、被害が拡大するおそれがあるため、維持管理を適正に行う必要がある。また、過去の台風により、床上浸水など大きな被害を生じた地区を中心に、雨水幹線等の整備を推進する。

3 国土保全分野

(1) 河川改修や海岸保全、急傾斜崩壊対策等に係る施策

① 市内の河川は、2級水系12河川、準用河川2河川、普通河川は64でいずれも川幅が狭くかつ市内各地のいたる所にある。河川災害の大きな要因の一つとして土砂や流木の流出により河床を上昇させることがあるので、計画的に河床掘削、流木対策を進める必要がある。また、市の管理する普通河川についても河川改修を適切に図る必要がある。

加えて相当数の暗渠もあり、平成29年台風第18号の集中豪雨の際には長期的な市街地の浸水被害の要因の一つであったことから、適切な暗渠の維持管理が必要である。

<横断的分野>

1 リスクコミュニケーション分野

(1) 市民との防災意識の共有や市民への防災教育に係る施策

① 自治会や自主防災組織などの地域における互助の取組を促進するため、地域に密着した防災対策等の普及・啓発・支援に取り組む必要がある。

② 内水被害の危険情報を、地区住民が認識して共有できる内水ハザードマップを作成、公表することで、警戒避難体制を周知徹底させる必要がある。

<代表的な指標>

【土木】 浚渫が必要な市管理河川の整備率 [3/66箇所] < 4.5% (R1) >

<個別施策分野>

1 行政分野

(1) 住民の避難行動や避難場所に係る施策

① 過去の被災の経験から、土砂災害により水路が埋没することにより溢れた土石流が住宅地に流れ込み多くの浸水被害が生じた。このことは住宅地への浸水被害にとどまらず、住民が避難場所へ至る避難行動を阻害する要因であるため、未然に防ぐための整備が必要である。

② 大分県が指定する土砂災害警戒区域等を基に災害に応じたハザードマップを作成し、市民等への情報提供を行う必要がある。

③ 防災行政無線（同報系設備及び戸別受信機、移動系設備を含む。以下同じ。）等によって、災害情報を市民に伝達する体制を整備している。災害情報の収集や市民への迅速な周知について、県等関係機関との連携強化を図っていく必要がある。

④ 大規模埋立地又は大規模盛土造成地事業が行われた場合には造成地の危険性を把握し、その調査結果をもとに住民等へ速やかな情報提供をするためのスクリーニング計画の実施を検討する必要がある。

2 国土保全分野

(1) 市街地や交通ネットワークの整備に係る施策

① 道路や橋りょうが損壊した場合は、救助救出活動や避難、救援活動等に支障が生じるため、引き続き主要幹線道路等の整備を推進するとともに、国道や県道の整備については国及び大分県に働きかけを行う必要がある。

② 県と市が一体になって、土砂災害警戒区域等の市民への周知を図るとともに、警戒避難体制を整備する必要がある。

(2) 河川改修や海岸保全、急傾斜崩壊対策等に係る施策

① 土石流やがけ崩れ等といった土砂災害から人命を守るための施設整備を進める必要がある。

② 土砂災害警戒区域に指定された区域については、土砂災害に関する情報の収集及び伝達等土砂災害を防止する体制を構築する必要がある。

<横断的分野>

1 リスクコミュニケーション分野

(1) 市民との防災意識の共有や市民への防災教育に係る施策

① 大規模な土砂災害等が発生した場合の低減のため、他のハザードマップと併用しながら市民の防災意識の向上に努める必要がある。また、防災対策等の普及・啓発・支援に取り組む必要がある。

1-5 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

<個別施策分野>

1 行政分野

(1) 住民の避難行動や避難場所に係る施策

① 防災行政無線やJアラート（全国瞬時警報システムをいう。以下同じ。）等により災害情報を伝達する体制を整備しており、引き続き、災害時において情報を迅速に発信できるよう、大分県等の関係機関と連携の強化を図る必要がある。

② 防災行政無線の定期的な更新の必要がある。

③ 台風発生時のタイムラインを作成し、災害対策本部の設定方法を定め、早期からの気象情報の収集及び避難の設定方法を定め、早期からの気象情報の収集及び避難の周知などを行っている。今後も引き続き、タイムラインの運用を継続する必要がある。

(2) 学校や保育施設の安全、防災教育に係る施策

① 児童生徒等への防災教育を進めるため防災ノート等の教材を活用した防災教育を実施する必要がある。

② 要配慮者である幼い児童・園児に対し、常日頃から避難行動を意識づけるための防災訓練等を実施する必要がある。

<横断的分野>

1 リスクコミュニケーション分野

(1) 市民との防災意識の共有や市民への防災教育に係る施策

① 地震・津波の被害を最小限にするため、津波ハザードマップの周知や地域における防災講話等を開催することで防災知識の普及と防災意識の高揚を図る必要がある。

<代表的な指標>

【総務】 防災メールの登録者数 [589/982人] <60.0% (R2) >

※市職員、消防団員、自治会長（区長）、防災士など

1-6 避難路における通行不能

<個別施策分野>

1 行政分野

(1) 住民の避難行動や避難場所に係る施策

① 土砂等で避難路が分断されても通行できるように複数箇所の避難路を整備する必要がある。

2 住環境分野

(1) 住宅や建築物の安全に係る施策

① 避難路をふさぐおそれのあるブロック塀等の倒壊防止や、危険木の伐採等の避難路沿道対策を図る必要がある。

3 国土保全分野

(1) 市街地や交通ネットワークの整備に係る施策

① 道路や橋りょうが損壊した場合は、救助救出活動や避難、救援活動等に支障が生じるため、引き続き主要幹線道路等の整備を推進するとともに、国道や県道の整備については国及び大分県に働きかけを行う必要がある。(再掲 1-4 2 (1) ①)

② 津久見市には長目半島と四浦半島があり、それぞれの半島部には集落が点在している。加えて島しょ部として保戸島と地無垢島の2つの有人島がある。

それらの集落は陸路がない島しょ部はもちろん、半島部では大規模土砂災害により幹線道路が分断され孤立する可能性が高い。陸路が分断されれば海上交通にならざるを得ないが、平成29年台風第18号の集中豪雨では、各漁港の護岸そのものには被害がなかったものの海岸漂着物(美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律(平成21年法律第82号)第2条第3項の海岸漂着物等をいう。以下同じ。)で港の機能は麻痺した。

当該漁港は季節風によっても海岸漂着物等で封鎖状態となるため、普段からその原因となる漂流ごみ(第2条第3項の漂流ごみ等をいう。以下同じ。)を排除するための海上清掃や漂着した海岸漂着物等を処分するための保全活動は重要となっている。そのため国や大分県に海上清掃や海岸保全活動支援の働きかけを行う必要がある。特に、清掃活動により発生する海洋ゴミの処分にかかる人的、予算的な負担は大きく海上清掃活動推進の大きな妨げになっているのが現状である。

<横断的分野>

1 耐震化・老朽化対策分野

(1) 公共施設の適正な維持管理、耐震化に係る施策

① 避難路をふさぐおそれのある公共施設に付随するブロック塀等の撤去も含めた倒壊防止対策を図る必要がある。

<代表的な指標>

【農水】 海上清掃の回数 [3/6回] < 50% (R1) >

※台風などの災害時に行われる臨時清掃は除く。

2-1 被災地域での食料・飲料水等、生命にかかわる物資供給の長期停止

<個別施策分野>

1 行政分野

(1) 行政機能の維持に係る施策

① 災害の影響が広範囲に及ぶ場合に備え、円滑な受援対策に必要な計画をあらかじめ策定し、体制の整備を図るとともに、協定に基づく防災訓練の実施に努める必要がある。

② 災害の影響が広範囲に及ぶ場合に備え、自治体間の相互応援協定や民間事業者等と協定を締結し、円滑な受援対策及び復旧対策が実施できるよう、平時から関係機関との連絡体制の構築等、連携体制の強化を図る必要がある。

③ 自衛隊、消防、警察、海上保安庁などからの応援を円滑に受けられるよう連携協力体制の整備や、物資搬送設備等の救援活動拠点の確保、受援に必要な対策について検討・実施を行う必要がある。

(2) 住民の避難行動や避難場所に係る施策

① 災害時に孤立が想定される地区をはじめ、避難所の位置を勘案した分散備蓄を充実させる必要がある。

② 自助・共助・公助・近助の観点から、市で行う備蓄のほか、市民や地域を対象として津久見市地域防災計画の中で推奨しているように発災後3日以上、できれば1週間以上の食料や飲料水及び必要な物資等の備蓄を要請する働きかけを行う必要がある。

2 住環境分野

(1) 上下水道に係る施策

① 長期にわたる水道の供給停止に備え、応急給水や復旧体制整備を進める必要がある。

② 災害による断水等により本市独自で水の確保ができない場合には、大分県下の自治体との相互支援体制を整備し迅速かつ的確に対応ができるよう、協力体制の充実強化を図る必要がある。

3 保健・医療・福祉分野

(1) 災害時の医療体制、保健衛生に係る施策

① 震災直後の初動期においては外科的治療に用いられる医療品等の需要が増大すると予想されることから、関係機関と連携して医療救護活動に必要な医療品等の供給体制を整備する必要がある。

4 国土保全分野

(1) 市街地や交通ネットワークの整備に係る施策

① 道路や橋りょうが損壊した場合は、救助救出活動や避難、救援活動等に支障が生じるため、引き続き主要幹線道路等の整備を推進するとともに、国道や県道の整備については国及び大分県に働きかけを行う必要がある。(再掲 1-4 2 (1) ①)

② 大分県が事業を進めている国道217号平岩松崎バイパスは、災害時において、特に市外からの医療活動や物資の輸送、緊急時の搬送等を担う命の道である。加えて、発災後に発生するであろう大量の災害廃棄物を処分するために機能する重要な道であるため、国や大分県に対して早期の完成に向けた働きかけを行う必要がある。

(2) 河川改修や海岸保全、急傾斜崩壊対策等に係る施策

① 漁港施設や漁港海岸保全施設において、地震・津波等による災害の防止や被災した際も安定的に食料等の物資の受入を可能にするために、また、復興時における防災拠点施設として機能するよう、施設の機能を保全するとともに更なる施設の整備及び機能強化を図る必要がある。(再掲 1-4 2 (1) ②)

<横断的分野>

1 リスクコミュニケーション分野 (情報の共有、教育・訓練・啓発等)

(1) 市民との防災意識の共有や市民への防災教育に係る施策

① 自助・共助・公助・近助の観点から、市で行う備蓄のほか、市民や地域を対象として津久見市地域防災計画の中で推奨しているように発災後3日分以上、できれば1週間以上の食料や飲料水及び必要な物資等の備蓄を要請する働きかけを行う必要がある。

(再掲 2-1 1 (2) ②)

2 耐震化・老朽化対策分野

(1) 公共施設の適正な維持管理、耐震化に係る施策

① 飲料水の確保と施設の早期復旧を可能とするため、水道施設の計画的な耐震化を推進する必要がある。

② 本市の水道施設は、経年による老朽化が進行しつつあるため、老朽施設を計画的に更新し、機能向上を図る必要がある。

③ 水道の管路は経年による老朽化が進んでいることから、老朽化した管路の計画的な更新を行うとともに、さらに耐震化を推進するなど給水の安定化を図る必要がある。

2-2 救急救助、医療活動の機能不全

<個別施策分野>

1 行政分野

(1) 消火・救助・救急に係る施策

① 被害発生箇所が多数に及ぶ場合に備え、消防職員の救急救助技術向上及び、資格取得の推進、消防団員に対する救急救命講習や訓練などの体制整備や、必要な装備品の充実強化を図る必要がある。

② 災害対応車両への燃料の優先供給について、石油販売事業者等と協定締結を行うなど、連携をして燃料供給体制の強化を行う必要がある。

③ 大分県と市町村及び市町村相互間の災害時の応援を結ぶなど円滑な応援・受援対策に必要な体制の整備を図る必要がある。災害の影響が広範囲に及ぶ場合に備え、自治体間の相互応援協定や民間事業者等との協定の締結を広げるなど受援体制の強化が必要である。

2 保健・医療・福祉分野

(1) 災害時の医療体制、保健衛生に係る施策

① 大分県や関係機関と連携して、医師等の不足に対する対策を講じる必要がある。また、救急患者、医療従事者を搬送するため、大分県や自衛隊等と連携強化の必要がある。

② 業務の継続、早期復旧が難しくなるおそれがあることから、病院や福祉施設に対して業務継続計画策定の必要性を周知する必要がある。

③ 災害時における医療救護体制の整備を図るため、医師会等と連携して体制づくりを強化する必要がある。

3 国土保全分野

(1) 市街地や交通ネットワークの整備に係る施策

① 道路や橋りょうが損壊した場合は、救助救出活動や避難、救援活動等に支障が生じるため、引き続き主要幹線道路等の整備を推進するとともに、国道や県道の整備については国及び大分県に働きかけを行う必要がある。(再掲 1-4 2 (1) ①)

② 大分県が事業を進めている国道217号平岩松崎バイパスは、災害時において、特に市外からの医療活動や物資の輸送、緊急時の搬送等を担う命の道である。加えて、発災後に発生するであろう大量の災害廃棄物を処分するために機能する重要な道であるため、国大分県に対して早期の完成に向けた働きかけを行う必要がある。

(再掲 2-1 4 (1) ②)

<横断的分野>

1 リスクコミュニケーション分野(情報の共有、教育・訓練・啓発等)

(1) 市民との防災意識の共有や市民への防災教育に係る施策

① 災害時において、応急救護や救出・救護等に活用できる資格・技能をもった人材の確保・協力が重要であることから、地域における人材を把握し、自主防災組織の充実強化を

図る必要がある。

< 代表的な指標 >

【消防】 救急救命士資格取得率

[12/12人] <100.0% (R1) >

※救急車 2 台、救急救命体制を継続して維持する。

2-3 長期にわたる孤立集落等の発生

<個別施策分野>

1 行政分野

(1) 住民の避難行動や避難場所に係る施策

- ① 地域における防災人材の育成と自主防災組織の充実を図る必要がある。
- ② 孤立のおそれのある地区に対応するため、大分県等の関係機関と連携して航空輸送対策を進める必要がある。
- ③ 災害時の孤立が想定される地区において災害時用物資等の備蓄を図る必要がある。
- ④ 津久見市が策定した地域津波避難行動計画等において、市内各自治会ごとにタイムラインに従い事前に避難指示を発することとなっている。孤立が想定される集落においても、事前の避難を呼びかけることになるが、津久見市では地理的特性により避難場所や避難行動について様々な制約を受けることになる。加えて、高齢化の加速により避難者の支援を行う絶対的な人員の不足も重大な課題である。

一方、地震や津波など発災前に事前のタイムラインという概念が通用しない場合には速やかに避難することで一時的に被害を回避できたとしても、その後の生活環境を適切に維持する、つまり、当該集落での仮設住宅等の設営が困難である。津久見市の将来のまちづくりを計画していくうえでそれらの課題を解決するための検討を図る必要がある。

<横断的分野>

1 リスクコミュニケーション分野（情報の共有、教育・訓練・啓発等）

(1) 市民との防災意識の共有や市民への防災教育に係る施策

- ① 自治会や自主防災組織、学校等と協働して地域の実情を踏まえた各地域の避難所運営マニュアルを作成する必要がある。
- ② 災害特性に合わせた地域独自の防災訓練を実施する必要がある。

2 - 4 通勤・通学者及び観光客等の帰宅困難者の発生

<個別施策分野>

1 行政分野

(1) 住民の避難行動や避難場所に係る施策

- ① 通勤・通学や観光客等の帰宅困難者に対しても確実に災害状況を伝達できる体制を整備する必要がある。
- ② 観光客等に対してハザードマップ等の掲示を行う必要がある。
- ③ ホテルや旅館、飲食店等の施設を帰宅困難者の一時休憩、及び一時避難場所として利用できるよう、津久見市観光協会等関係団体と連携して整備する必要がある。

2-5 被災地における疾病・感染等の大規模発生

<個別施策分野>

1 住環境分野

(1) 上下水道に係る施策

① 長期にわたる水道の供給停止に備え、応急給水・復旧のための体制整備を進める必要がある。(再掲 2-1 2 (1) ①)

② 下水道施設(処理場、主要な管渠等)の耐震化・耐水化を図り、被災時の公衆衛生を確保する。また、被災時における下水道機能の継続・早期回復を迅速に行うため、訓練等を通じ、実効性のある事業継続計画となるよう見直しを行う必要がある。

③ 避難所で多数の避難者が生活することにより公衆衛生環境が悪化し、大規模な疾病・感染症等が発生するおそれがあるため、トイレ機能の確保(仮設トイレ等)に取り組むとともに、し尿処理施設の維持管理を重視し、衛生面の強化を推進する必要がある。

2 保健・医療・福祉分野

(1) 災害時の医療体制、保健衛生に係る施策

① 災害時における医療救護体制の整備を図るため、医師会等と連携して体制づくりを強化する必要がある。

また、新型コロナウイルス(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2規定する新型コロナウイルスをいう。以下同じ。)等の感染症対策、特に避難所における対処についても関係機関と連携して対応を協議する必要がある。

② 大規模災害時の遺体収容場所の選定や遺体の埋葬等に対して円滑に対応できる体制を整備する必要がある。

<個別施策分野>

1 行政分野

(1) 行政機能の維持に係る施策

① 市庁舎は、災害対策本部であり行政サービス提供の拠点であるため、地震による倒壊や、風水害による浸水等により、その機能が失われることが無いよう、現在進められている新市庁舎建設や市公民館の移転・整備の際にはそれらを念頭におきながら検討を行うとともに、万が一災害対策本部となる施設が大きく被災した場合の対策に備え、災害の種類により、新庁舎、市公民館、消防署を防災拠点として機能させる必要がある。

(再掲 1-1 1 (1) ①)

② 市の特定建築物の老朽化対策については、維持管理や保守、更新等、必要な取組を進めているが、今後、更新時期を迎える建築物が多数見込まれることから、トータルコストの平準化を図りながら計画的な維持管理・更新等を行う必要がある。

(再掲 1-1 1 (1) ④)

③ 津久見市では、住民票、戸籍、税務証明などの諸証明の交付や、納税、水道料金などの納付は市本庁舎と市内3箇所にある出張所でしか対応できていない。万が一災害によりそれらの施設が機能しなくなった場合には行政機能の大幅な低下につながり市民への影響が懸念されるため、適切な対応を検討する必要がある。

④ 災害の影響が広範囲に及ぶ場合に備え、自治体間の相互応援協定や民間事業者等と協定を締結しており、円滑な応急対策及び復旧対策ができるよう、平時から関係機関との連絡体制の構築等、連携体制の強化を図る必要がある。(再掲 2-1 1 (1) ②)

⑤ 災害時に円滑なボランティア活動ができるよう、津久見市社会福祉協議会(以下「社協」という。)と連携して災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルを整備し、ボランティアの受入態勢や発災時に担う役割の整備を図る必要がある。

⑥ 自衛隊、消防、警察、海上保安庁などからの応援を円滑に受けられるよう連携協力体制の整備や、物資搬送設備等の救援活動拠点の確保、受援に必要な対策について検討・実施を行う必要がある。(再掲 2-1 1 (1) ③)

(2) 消火・救助・救急に係る施策

① 災害時においても消防機能を維持するため、消防本部や消防団各分団において円滑な活動ができるよう、飲料水等の備蓄や自家発電設備等を整備する必要がある。

② 災害の影響が広範囲に及ぶ場合に備え、県をはじめ、県内消防本部間との「常備消防相互応援協定」に基づく相互応援体制整備を推進しながら、DMAT(災害急性期に活動できる機動性を持ったトレーニングを受けた医療チーム。以下同じ。)、警察、海上保安庁、隣接消防本部等と様々な災害を想定した連携訓練、受援体制の整備や強化の必要がある。

3 保健・医療・福祉分野

(1) 災害時の医療体制、保健衛生に係る施策

① 津久見市医師会及び市内中核病院である津久見中央病院と連携を図るとともに、DMAT等の派遣を円滑に受けられるよう、必要な対策について検討をする必要がある。

<横断的分野>

1 耐震化・老朽化対策分野

(1) 公共施設の適正な維持管理、耐震化に係る施策

① 防災拠点である消防本部のほか、津久見市民図書館（教育委員会庁舎）、小中学校等の市有施設は、おおむね耐震化の基準を満たしている。一方、市本庁舎をはじめ津久見市公民館や一部の地区集会所など耐震化基準を満たしていない施設もあるため、施設の新築、移転及び耐震化の検討を進める必要がある。

<代表的な指標>

【市民】 マイナンバーカード交付率 [2,653/17,618人] < 15.5% (R2 12月) >

4-1 情報通信の麻痺・長期停止

<個別施策分野>

1 行政分野

(1) 行政機能の維持に係る施策

① 市庁舎は、電力供給や通信回線断線等の状況になっても災害対策本部としての機能を有する必要があるため、あらゆる面からその対策を進めていく必要がある。

② 市庁舎は、電力の供給停止等においても行政機能を維持できるよう非常用発電設備を整備しており、引き続き燃料備蓄の管理や不測の事態に備えた体制整備に努める必要がある。

(2) 住民の避難行動や避難場所に係る施策

① 災害時において、通信手段等が途絶した場合を想定した体制づくりを行うとともに、民間団体やボランティア等と連携した情報収集の体制を構築する必要がある。

(3) 学校や子ども・子育て支援施設等、防災教育に係る施策

① 災害情報が伝達できない事態であっても、児童生徒が自らの命を最優先した避難ができるための防災教育の推進を図る必要がある。

② 災害情報が伝達できない状況下においても、幼い児童・園児の生命を守るための避難行動を速やかに行えるよう、引率する職員の防災知識向上の推進を図る必要がある。

<代表的な指標>

【総務】 避難所を含む公共施設 Wi-Fi アクセスポイント設置率 [12/15箇所] <80.0% (R2)>

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業等の生産力低下による地域 間競争力の低下

<個別施策分野>

1 産業分野

(1) 事業者の業務継続体制に係る施策

① 災害時における顧客・従業員等の安全確保、被災による生産能力の低下や資産の喪失を最小限に止め、災害による地域の雇用や産業への影響をおさえるため、各企業・事業所の防災計画や事業継続計画の作成・点検を促進する必要がある。

② 被災者や中小企業の事業主、農林漁業者等に対し、つなぎ融資の手段などを講じる検討をするとともに、あらゆる融資制度を調査して、積極的な資金の融資計画を検討する必要がある。

2 国土保全分野

(1) 市街地や交通ネットワークの整備に係る施策

① 道路や橋りょうが損壊した場合は、救助救出活動や避難、救援活動等に支障が生じるため、引き続き主要幹線道路等の整備を推進するとともに、国道や県道の整備については国及び大分県に働きかけを行う必要がある。(再掲 1-4 2 (1) ①)

② 大分県が事業を進めている国道217号平岩松崎バイパスは、災害時において、特に市外からの医療活動や物資の輸送、緊急時の搬送等を担う命の道である。加えて、発災後に発生するであろう大量の災害廃棄物を処分するために機能する重要な道であるため、国大分県に対して早期の完成に向けた働きかけを行う必要がある。

(再掲 2-1 4 (1) ②)

(2) 河川改修や海岸保全、急傾斜崩壊対策等に係る施策

① 漁港施設や漁港海岸保全施設において、地震・津波等による災害の防止や被災した際も安定的に食料等の物資の受入を可能にするために、また、復興時における防災拠点施設として機能するよう、施設の機能を保全するとともに更なる施設の整備及び機能強化を図る必要がある。(再掲 1-1 4 (1) ②)

5-2 主要幹線道路が分断する等、基幹的陸上・海上交通ネットワークの機能停止

<個別施策分野>

1 行政分野

(1) 行政機能の維持に係る施策

① 大分県や国土交通省九州地方整備局佐伯河川国道事務所など、災害復旧の拠点となる組織との情報伝達も含めた関係強化や、資材の備蓄、人材の確保等を充実させる必要がある。

② 大規模災害時においても速やかな復興を進めるため、地籍調査等をさらに進める必要がある。

2 国土保全分野

(1) 市街地や交通ネットワークの整備に係る施策

① 大分県が事業を進めている国道217号バイパス（仮称）は、災害時において、特に市外からの医療活動や物資の輸送、緊急時の搬送等を担う命の道である。加えて、発災後に発生するであろう大量の災害廃棄物を処分するために機能する重要な道であるため、国大分県に対して早期の完成に向けた働きかけを行う必要がある。

（再掲 2-1 4 (1) ②）

<横断的分野>

1 耐震化・老朽化対策分野

(1) 公共施設の適正な維持管理、耐震化に係る施策

① 道路や橋梁が損壊した場合は、救助救出活動や避難、救援活動等に支障が生じるため、引き続き主要幹線道路等の整備を推進するとともに、国道や県道の整備については国及び大分県に働きかけを行う必要がある。（再掲 1-4 2 (1) ①）

5-3 第1次産業、観光業、商工業等あらゆる産業の被害拡大と産業の停滞

<個別施策分野>

1 産業分野

(1) 事業者の業務継続体制に係る施策

① 災害時における顧客・従業員等の安全確保、被災による生産能力の低下や資産の喪失を最小限に止め、災害による地域の雇用や産業への影響をおさえるため、各企業・事業所の防災計画や事業継続計画の作成・点検を促進する必要がある。

(再掲 5-1 1 (1) ①)

② 第1次産業従事者の高齢化や後継者不足により経営が不安定になることから、新たな担い手の育成・確保する必要がある。

③ 被災者や中小企業の事業主や農林漁業者等に対して、つなぎ融資の手段など、あらゆる融資制度を調査して、積極的な資金の融資計画を検討する必要がある。

④ 風水害の被害に遭いやすい漁具や養殖施設等の被害を軽減するため、JF等の水産関係団体と連携して必要な対策を図る必要がある。

⑤ 大分県やJAと連携して、自然災害における農作物等の被害拡大防止に向けた技術指導や、病虫害対策、加工施設等の応急措置等の対策を進める必要がある。

⑥ 国や大分県、関係団体と連携して観光等地元関連産業における風評被害の防止を図る必要がある。

(2) 農林水産業の基盤整備に係る施策

① 農林業施設や農業機械が損傷・損壊した場合、農業被害が懸念されることから、平時から施設の適正な維持管理を実施し、施設の計画的な長寿命化を図るよう啓発するとともに機械の更新をしていく必要がある。

② 風水害等の自然災害により農地の機能が低下し、農業生産の停滞が懸念されることから、農地の再生や保全が必要とされるため農業競争力強化農地事業のうち水利施設等保全高度化事業を行う必要がある。

③ 林業の被害を抑えるためには、土砂崩落防止等森林の持つ国土保全機能の高度発揮を図ることが重要なため、計画的に治山事業を行う必要がある。

④ 風水害等の自然災害を受け耕作放棄地の増加による鳥獣被害が懸念されることから、鳥獣被害対策を図る必要がある。

⑤ 森林に被害を受けた森林所有者等が協力して行う森林保全管理や森林資源の利用等の取組に対しての支援を図る必要がある。

⑥ 漁港施設や漁港海岸保全施設において、地震・津波等による災害の防止や被災した際も安定的に食料等の物資の受入を可能にするために、また、復興時における防災拠点施設として機能するよう、施設の機能を保全するとともに更なる施設の整備及び機能強化を図る必要がある。（再掲 1-1 4 (1) ②）

<横断的分野>

1 リスクコミュニケーション分野（情報の共有、教育・訓練・啓発等）

（1）市民との防災意識の共有や市民への防災教育に係る施策

① 企業や事業所が災害時に適切な防災活動が行えるよう、自衛消防組織の充実・強化に努める必要がある。

5-4 食料・水等の安定供給の停滞

<個別施策分野>

1 行政分野

(1) 行政機能の維持に係る施策

① 災害時に孤立が想定される地区をはじめ、避難所の位置を勘案した分散備蓄を充実させる必要がある。(再掲 2-1 1 (2) ①)

② 自助・共助・公助・近助の観点から、市で行う備蓄のほか、市民や地域を対象として津久見市地域防災計画の中で推奨しているように発災後3日以上、できれば1週間以上の食料や飲料水及び必要な物資等の備蓄をしてもらう働きかけを行う必要がある。

(再掲 2-1 1 (2) ②)

2 住環境分野

(1) 上下水道に係る施策

① 長期にわたる水道の供給停止に備え、応急給水・復旧のための体制整備を進める必要がある。(再掲 2-1 2 (1) ①)

② 災害による断水等により本市独自で水の確保ができない場合には、大分県下の自治体との相互支援体制を整備し迅速かつ的確に対応ができるよう、協力体制の充実強化を図る必要がある。(再掲 2-1 2 (1) ②)

3 産業分野

(1) 事業者の業務継続体制に係る施策

① 従業員が帰宅困難になることを想定した飲料水・食料等の備蓄、及び発災時の応急的な措置に必要な資機材の整備を進める必要がある。

4 国土保全分野

(1) 市街地や交通ネットワークの整備に係る施策

① 道路や橋りょうが損壊した場合は、救助救出活動や避難、救援活動等に支障が生じるため、引き続き主要幹線道路等の整備を推進するとともに、国道や県道の整備については国及び大分県に働きかけを行う必要がある。(再掲 1-4 2 (1) ①)

② 大分県が事業を進めている国道217号平岩松崎バイパスは、災害時において、特に市外からの医療活動や物資の輸送、緊急時の搬送等を担う命の道である。加えて、発災後に発生するであろう大量の災害廃棄物を処分するために機能する重要な道であるため、国大分県に対して早期の完成に向けた働きかけを行う必要がある。

(再掲 2-1 4 (1) ②)

6-1 上下水道、ごみ・し尿処理施設等の長期間にわたる機能停止

<個別施策分野>

1 行政分野

(1) 行政機能の維持に係る施策

① 災害時における、ごみ・し尿等の一般廃棄物の処理を円滑に実施するために行政機関が広域的に連携する「県内相互災害時応援協定」をはじめ、応援活動について、民間関係団体とも協定を結び、今後も、引き続き連携を強化する必要がある。

② 廃棄物処理施設の応急復旧などの対策を進める必要がある。

2 住環境分野

(1) 上下水道に係る施策

① 水道施設の新設、拡張、改良等に関しては、耐震性の強化を図る必要がある。

② 長期にわたる水道の供給停止に備え、応急給水・復旧のための体制整備を進める必要がある。

③ 大規模災害による長期断水を防ぐため、水道施設の耐震化に加え、土砂・浸水対策及び停電対策等を推進する必要がある。

また、津久見市独自で水の確保ができない場合には、大分県下の自治体との相互支援体制を整備し迅速かつ的確に対応ができるよう、協力体制の充実強化を図る必要がある。

④ 限りある水資源を有効に活用するため、実態に応じた水利用の調査に努めるとともに、水源地域の森林整備や農地の保全、地下水の保全等を通じ、健全な水環境の保全を進める必要がある。

⑤ 水資源の重要性に関する啓発を行い、市民の節水意識の高揚に努め、節水型社会づくりを推進する必要がある。

⑥ 下水道施設及びし尿処理施設等に被害が生じ、汚水処理が長期間機能停止することで、公衆衛生環境が悪化するおそれがあるため、計画的な施設整備や耐震化・耐水化、自家用発電機の整備及び老朽化対策等について、ストックマネジメント計画等による更新を推進する必要がある。

⑦ 下水道施設が被災した場合には、県内相互災害時応援協定において県内の自治体からの支援を受けることとなる。災害支援活動については日本下水道事業団及び大分県建設業組合津久見支部とも協定を締結しており、受援体制の整備と充実を図る必要がある。

<横断的分野>

1 耐震化・老朽化対策分野

(1) 公共施設の適正な維持管理、耐震化に係る施策

① 下水道施設及びし尿処理施設等の長期間にわたる機能停止を防止するため、ストック

マネジメント計画等に基づき耐震化・耐水化及び老朽化対策等を図る必要がある。

② 持続可能な下水道事業の運営に向けて、広域化・共同化について検討し事業の効率化を推進していく必要がある。

<代表的な指標>

【水道】 上水道基幹管路耐震化率 [6,591/20,410m] < 85.0% (R1) >

6-2 地域交通ネットワークが分断する事態

<個別施策分野>

1 国土保全分野

(1) 市街地や交通ネットワークの整備に係る施策

① 鉄道やバスに関して、市内事業所において施設等の耐震性強化や、防災教育・防災訓練の実施のほか、市や関係機関との情報伝達体制等の整備等を進める必要がある。

② 陸上輸送対策として、緊急輸送道路の指定や国、県、事業者と連携して緊急輸送道路機能の確保を図る必要がある。

③ 孤立のおそれのある地区に対応するため、大分県等の関係機関と連携して航空輸送対策を進める必要がある。(再掲 2-3 1 (1) ②)

④ 道路や橋りょうが損壊した場合は、救助救出活動や避難、救援活動等に支障が生じるため、引き続き主要幹線道路等の整備を推進するとともに、国道や県道の整備については国及び大分県に働きかけを行う必要がある。(再掲 1-4 2 (1) ①)

⑤ 大分県が事業を進めている国道217号平岩松崎バイパスは、災害時において、特に市外からの医療活動や物資の輸送、緊急時の搬送等を担う命の道である。加えて、発災後に発生するであろう大量の災害廃棄物を処分するために機能する重要な道であるため、国大分県に対して早期の完成に向けた働きかけを行う必要がある。

(再掲 2-1 4 (1) ②)

⑥ 市道及び農道の整備や、橋りょうなどの長寿命化を計画的に進める必要がある。

(2) 河川改修や海岸保全、急傾斜崩壊対策等に係る施策

① 国道・県道区域内の道路の崩壊、落石等の危険のある個所に、土砂災害防止に係る事業の実施を国や大分県に働きかける必要がある。

② 漁港施設や漁港海岸保全施設において、地震・津波等による災害の防止や被災した際も安定的に食料等の物資の受入を可能にするために、また、復興時における防災拠点施設として機能するよう、施設の機能を保全するとともに更なる施設の整備及び機能強化を図る必要がある。(再掲 1-1 4 (1) ②)

6-3 長期間にわたる電気、ガス、燃料の供給停止

<個別施策分野>

1 行政分野

(1) 行政機能の維持に係る施策

- ① 電力供給に関して、災害に強い電力供給体制を確保するとともに、大規模災害に備えた防災体制を確立する必要がある。

- ② LPガス充填所を管理する事業者については、充填所のより強固な耐震対策を促進するとともに、一般家庭等における二次災害防止等の啓発活動を進める必要がある。

7-1 市街地での大規模火災の発生

<個別施策分野>

1 行政分野

(1) 消火・救助・救急に係る施策

- ① 大規模災害等を発生させないために、LPガス等の危険物を使用する店舗や住宅に対する火災、予防対策を進める必要がある。
- ② 災害時の大規模火災に対応するため、消防組織の充実強化や消防用施設等の整備に努める必要がある。
- ③ 大規模災害時には、同時多発的に火災が発生することが想定されるため、日ごろからの火災予防対策などの自主防火意識の向上を図るとともに、火災予防対策の普及教育を進める必要がある。

2 住環境分野

(1) 住宅や建築物の安全に係る施策

- ① 住宅用火災警報器や家庭用消火器、感震ブレーカー等の設置を推進し、建物火災の発生を防ぐ取組を推進する必要がある。
- ② 住宅密集地域等における大火を防止するため、オープンスペースの確保や空き家対策を含めた防火帯の整備に関する検討を行う必要がある。

<代表的な指標>

【消防】 住宅用火災警報器の普及率	[39/50箇所] < 78.0% (R1) >
※毎年50箇所の抽出調査で100%を目指す。	

7-2 沿線・沿道の建物倒壊等による直接的な被害及び交通麻痺

<個別施策分野>

1 行政分野

(1) 消火・救助・救急に係る施策

① 災害時においても救急車両等の運行の妨げを減少させるため、主要道路の占有物件や隣接する建物等の倒壊による被害の回避に加え、併せて、無電柱化の検討を行う必要がある。

2 住環境分野

(1) 住宅や建築物の安全に係る施策

① 災害時の建物倒壊等の被害を減少させるため、市民や事業者に対して、耐震診断や耐震補強の働きかけを行う必要がある。

7-3 海上・臨海部の広域複合災害の発生

<個別施策分野>

1 行政分野

(1) 消火・救助・救急に係る施策

① 臨海部工場地区の災害の発生及び拡大防止等を図るために実践的な総合防災訓練等を事業者と連携して実施する必要がある。

(2) 公共施設の適正な維持管理、耐震化に係る施策

① 地震や津波による被害を最小化するため、護岸や堤防等の強化等の地震・津波・液状化対策機能を備えた耐震岸壁に加え、物流拠点や災害対策設備等として機能する埋立地の造成を国の事業を活用して推進する必要がある。

<横断的分野>

1 リスクコミュニケーション分野（情報の共有、教育・訓練・啓発等）

(1) 市民との防災意識の共有や市民への防災教育に係る施策

① 企業や事業所が災害時に適切な防災活動が行えるよう、自衛消防組織の充実・強化に努める必要がある。

2 耐震化・老朽化対策分野

(1) 公共施設の適正な維持管理、耐震化に係る施策

① 地震や津波による被害を最小化するため企業間の連携を図りながら、国の事業を活用して臨海部工場地区の耐震化の促進を図る必要がある。併せて、国・県・民間とが連携し、臨海部工場地区に係る護岸や堤防等の地震・津波対策を着実に推進する必要がある。

7-4 農地・森林の荒廃や防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生

<個別施策分野>

1 産業分野

(1) 農林水産業の基盤整備に係る施策

① 農産物の生産・加工・流通を確保し、食料等の安定供給機能を維持するための体制を強化し、災害による被害の防止を図るよう調査等を継続するとともに、県営事業など国庫補助事業制度を活用して農業基盤の整備を促進する必要がある。

② 山間地等における避難路や代替輸送路を確保するため、津久見市や森林組合等が管理する林道等を把握し活用する取組の促進が必要である。二次災害を抑えるためには、土砂崩落防止等森林の持つ国土保全機能の高度発揮を図ることが重要なため、計画的に治山事業を行う必要がある。

③ 漁港施設や漁港海岸保全施設において、地震・津波等による災害の防止や被災した際も安定的に食料等の物資の受入を可能にするために、また、復興時における防災拠点施設として機能するよう、施設の機能を保全するとともに更なる施設の整備及び機能強化を図る必要がある。(再掲 1-1 4 (1) ②)

8-1 大量に発生する災害廃棄物や発生土砂の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

<個別施策分野>

1 行政分野

(1) 行政機能の維持に係る施策

① 災害時における、ごみ・し尿等の一般廃棄物の処理を円滑に実施するために行政機関との「県内相互災害時応援協定」をはじめ、応援活動について、民間関係団体とも協定を結び、今後も、引き続き連携を強化する必要がある。(再掲 6-1 1 (1) ①)

2 住環境分野

(1) 住宅や建築物の安全に係る施策

① 災害廃棄物処理計画の策定を推進していくとともに、災害時のごみの仮置場、一時保管場所について、災害時における様々な土地利用を踏まえ事前に候補地を選定しておく必要がある。

② 災害時のごみを適切に処理し、被災地の生活や復旧・復興に支障が出ないように、大分県及び関係機関と連携体制を強化する必要がある。

③ 現在の災害廃棄物処理計画にある廃棄物の仮置場を拡大し分別の徹底を行い、処理するまでの管理運営体制の構築を図る必要がある。

④ 災害発生後の廃棄物処理を迅速に行うため処理マニュアル等を作成し、事前準備を十分に図る必要がある。

⑤ 住民の衛生確保、地域生活の早急な復興のためには、日常生活ごみ・し尿、避難所ごみ、災害廃棄物を円滑かつ迅速に処理していかなければならないことから、ごみ・し尿収集体制の確立に向け、災害規模に応じた収集運搬計画を策定していく必要がある。

<横断的分野>

1 耐震化・老朽化対策分野

(1) 公共施設の適正な維持管理、耐震化に係る施策

① 老朽化した本市の一般廃棄物処理施設の長寿命化を行い、現有施設の効率的な機能改善を行うとともに災害時の故障リスクを低減、災害ごみの円滑な処理を図る必要がある。

② 持続可能な一般廃棄物の処理に向けて、ごみ処理の広域化について検討し、ごみの収集・運搬・処理の効率化を推進していく必要がある。

③ 再生可能エネルギーの普及・促進については、地球環境負荷の低減はもとより、安定的なエネルギーの供給や地域経済の活性化にも寄与するものであることから、引き続き、再生可能エネルギーの導入を継続的に促進するとともに、リスクの分散による災害時のエネルギーの確保を図るため、将来的に利用可能な新たなエネルギーについても調査研究を

行う必要がある。

④ 指定避難所で疫病・感染症等の大規模発生を抑止するため、生活ごみや、し尿の収集体制の構築を推進する必要がある。

<個別施策分野>

1 行政分野

(1) 行政機能の維持に係る施策

① 災害復旧・復興を円滑に実施するために行政機関との間で県内相互災害時応援協定を結び、加えて、様々な応援活動について民間関係団体とも協定を結ぶなどして継続的に連携を強化していく必要がある。

2 住環境分野

(1) 住宅や建築物の安全に係る施策

① 災害により被災した建築物、及び宅地からの二次災害を防止軽減するために、応急危険度判定を速やかに行えるよう、大分県等との連携強化を図る必要がある。

3 国土保全分野

(1) 市街地や交通ネットワークの整備に係る施策

① 大分県や国土交通省九州地方整備局佐伯河川国道事務所など、災害復旧の拠点となる組織との情報伝達も含めた関係強化や、資材の備蓄、人材の確保等を充実させる必要がある。(再掲 5-2 1 (1) ①)

② 大規模災害時においても速やかな復興を進めるため、地籍調査等をさらに進める必要がある。(再掲 5-2 1 (1) ②)

<代表的な指標>

【まち】 被災建築物応急危険度判定士確保率

[12/72人] < 17.0% (R1) >

貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊による有
8-3 形・無形の文化の衰退・喪失や、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

<個別施策分野>

1 行政分野

(1) 行政機能の維持に係る施策

① 災害発生後において火災等により喪失が予想される貴重な文化財や環境的資産を守るための施設等の整備に加え、万が一の場合に備えて郷土資料等のデジタルデータ化を図る必要がある。

② 災害発生後において治安の悪化が懸念されることから、津久見市は、白杵津久見警察署が災害警備活動を円滑に実施できるよう、情報の提供や活動拠点の確保等について協力する必要がある。

2 住環境分野

(1) 住宅や建築物の安全に係る施策

① 応急仮設住宅の建設用地について、災害時における様々な土地利用を踏まえ、事前に候補地を選定し準備しておく必要がある。

3 保健・医療・福祉分野

(1) 災害時の医療体制、保健衛生に係る施策

① 災害のショックや避難所生活の長期化等により、被災者にとっては極度の精神疲労が予想されるため、精神面へのケアができる体制を整備する必要がある。

② 避難所等においては、認知症の症状の悪化が懸念されることから、認知症に対する正しい理解の普及・啓発を行い、認知症の悪化防止を図る必要がある。

③ 日頃から地域で緊急時の役割について話しあったり、避難行動要支援者の避難訓練を行うなど、地域内での互助機能を高める取組を行っていく必要がある。

④ 食物アレルギーで生命の危険が危惧される市民、とりわけ学校給食を受ける児童・生徒も要配慮者と位置づけることができる。市立の学校給食調理場は5施設あるが、食物アレルギーを引き起こすアレルゲン食品について、文部科学省が示した「学校給食における食物アレルギー指針」に基づいて給食業務を行える給食施設が、5施設中1施設のみであり、また、対応済み施設も建設当時の想定人数から大幅に増加したために手狭となっていることが課題となっている。

一方、避難施設において提供される非常食等の在り方について、食物アレルギー対策を講ずべき市民についても配慮する必要がある。(再掲 1-1 3 (1) ③)

⑤ 避難所で多数の避難者が生活することにより公衆衛生環境が悪化し、大規模な疾病・感染症等が発生するおそれがあるため、トイレ機能の確保(仮設トイレ等)に取り組むとともに、し尿処理施設の維持管理を重視し、衛生面の強化を推進する必要がある。

(再掲 2-5 1 (1) ③)

<個別施策分野>**1 行政分野**

(1) 住民の避難行動や避難場所に係る施策

① 大分県が平成24年度に行った津波浸水予測調査及び平成30年度に行った地震被害想定調査に基づき応急仮設住宅建設地の見直しを適宜行い、災害発生後の供給体制の確立を図る必要がある。

② 応急仮設住宅に関するマニュアルを作成し、平時及び災害発生時の供給体制の確立を図る必要がある。

③ 大規模災害時においても速やかな復興を進めるため、地籍調査等をさらに進める必要がある。(再掲 5-2 1 (1) ②)

2 産業分野

(1) 事業者の業務継続体制に係る施策

① 大規模災害時においても速やかな復興を図るため、平時から個人商店などの小規模事業者が連携して業務継続体制に取組める集客交流拠点の整備が必要である。

<横断的分野>**1 リスクコミュニケーション分野**

(1) 市民との防災意識の共有や市民への防災教育に係る施策

① 業務継続体制の策定は、経済活動において防災教育の目指すことの一つであると考えられるが、個人商店などの小規模事業者が普段から連携して取組むことが必要である。

第4章 地域計画プログラムの推進方針

第3章で示した脆弱性の分析・評価を踏まえ、強靱化のためのプログラムの推進方針を決定し、「リスクシナリオ」ごとに取りまとめた。

1-1	大規模地震、津波の発生による死傷者の発生	【推進方針】
1 行政分野		
(1) 行政機能の維持に係る施策		
① 現在、津久見港青江地区埋立地を建設予定地として、新市庁舎建設が進められている。新庁舎は、南海トラフ巨大地震による津波に備え、津波避難ビルの機能を有し、さらに、統合後の第二中学校の空き校舎を市民館及び防災拠点として整備することで、災害の種類により、新庁舎・公民館・消防署を3つの防災拠点としてリスクの分散化を図る。		
今後想定される大規模災害に対応するには、行政機能、防災拠点、避難施設などの冗長性も重要となるため十分に配慮しながら推進する。		
《ハード事業》<国><県> 【経政】 【まち】 【総務】 【消防】		
② 災害対策本部である市庁舎が被災した場合の代替本部や、発災前の避難行動や発災後の復旧・復興には欠かせない人的資源である行政機関の職員が、機動的な災害対策が行えるよう、備蓄物資を含めた体制づくりを継続的に推進する。		
また、行政機関等の機能不全は、事後の全ての局面の回復速度に直接的に影響し、強靱化の観点から極めて重要であるため、いかなる大規模自然災害発生時においても必要な機能が維持されるよう津久見市業務継続計画等を策定している。そこで、組織改正や人事異動等の際に非常時優先業務の執行体制を適宜見直すとともに、業務立ち上げ時間の短縮や業務レベルの維持向上に向けて不断の見直しを行う。		
《ソフト事業》 【総務】 【経政】		
③ 津久見市単独では対応不可能な広域かつ甚大な被害に対する的確な応急活動が必要となるため、災害時に大分県をはじめ県内の各自治体と相互間の応援を行う協定（以下「県内相互災害時応援協定」という。）を結び関係機関の連携等により、迅速な復旧・復興に向けた資機材の充実、情報の収集・共有、提供など必要な体制整備を図っている。		
また、九州地方知事会と陸上自衛隊西部方面隊との間で結ぶ相互協力に関する協定（以下「知事会自衛隊協定」という。）等に基づいて救助救援要請に応える体制を大分県や自衛隊等と連携して整備する。		
《ソフト事業》<国><県> 【総務】 【消防】		
④ 市の特定建築物の老朽化対策については、発災後には避難施設としての利用が想定されるため、引き続いて維持管理や保守、更新等、必要な取組を進める。また、今後、更新されることから、トータルコストの平準化を図りながら計画的な維持管理・更新等を推進する。		
《ハード事業》<国><県> 【経政】 【まち】 【総務】 【会計】 【管理】		

(2) 住民の避難行動や避難場所に係る施策

① 適切な津波ハザードマップの更新とその全戸配布、また、ハザードマップを活用した防災訓練の実施と防災講話等を通じて市民一人ひとりへの周知に努める。

《ソフト事業》<民><区><団>【総務】

② 津久見市備蓄計画等に基づき、食糧・物資等の備蓄（簡易な備蓄倉庫の設置を含む。）等の充実と関係機関への働きかけを行う。

《ソフト事業》<区><商>【総務】【消防】

③ 津久見市避難所運営マニュアル等に基づき、有事の際には直ちに適切な避難所運営ができる体制を継続的に維持する。

《ソフト事業》<区><団>【総務】【福祉】【管理】【学教】【生学】【健推】【長寿】

④ 津久見市地域津波避難行動計画において、市内各自治会ごとに、津波避難施設の設置や避難ルートの整備、橋りょうの耐震補強等ハード対策を講じているが、引き続き各自治会の防災訓練や防災講話等への積極的な参加を呼びかけ、まずは、「自分の命は自分で守る」という自助精神の必要性について周知に努める。

《ソフト事業》<県><団>【総務】【消防】

《ハード事業》<県>【総務】【土木】【まち】

⑤ 避難誘導看板や避難所・避難場所看板等の整備や更新の充実を図るとともに維持補修に努める。

《ソフト事業》<区>【総務】

《ハード事業》【総務】

⑥ 大規模災害発生時に想定される、市民等における生命の維持や生活に必要な物資の備蓄・調達体制の充実を図るため、その物資を保管するための備蓄倉庫の確保や整備に引き続き取り組む。

また、物資の調達方法として、現物備蓄のほか流通備蓄による調達も有効であると考えられるため、津久見市災害時受援計画に基づいた民間事業者との災害時相互応援協定を締結し、更なる物資の備蓄・調達体制の強化に取り組む。

《ソフト事業》<商><燃>【総務】【商工】

⑦ 大規模災害発生時の携帯・簡易トイレ（処理剤・薬剤を含む）の現物備蓄の充実のほか、現状では施設の耐震性の問題もありマンホールトイレに関する課題も残るが、耐震化によりマンホールトイレの運用が可能になるように努める。

《ハード事業》<衛>【総務】【水道】【環境】

⑧ 各自治会における避難所や備蓄倉庫等を確保するため、地区内に地震・津波対応の避難所がない地区を対象に、防災施設等の整備を図るため、津久見市地域津波避難行動計画に基づいて地震・津波対応の避難所や備蓄倉庫等の状況について不断の検証を行いながら、津久見市備蓄計画や大分県の避難路等整備事業等を活用して更なる充実を図る。

また、避難所について、宿泊施設等（宿泊施設や厚生施設を有する民間事業者をいう。以下同じ。）と災害協定を締結した収容人員の確保も有効であると考えられるため、津久見市災害時受援計画に基づいて締結された災害時相互応援協定により収容人員の確保の更なる充実に取り組んでいく。

《ハード事業》<宿><工>【総務】【商工】

⑨ 停電時の暗い夜間でも円滑に避難できるよう、「津久見市災害時受援計画」に基づいて避難所に発電機や避難誘導灯等を配置しているが、機器の更新など更なる充実を図る。

《ハード事業》【総務】

（３）消火・救助・救急に係る施策

① 大分県と県内市町村間の「県内相互災害時応援協定」、国土交通省九州地方整備局との「大規模災害時に人的支援他必要な支援」、県内消防本部間との「常備消防相互応援協定」、また、民間宿泊施設事業者との「避難施設利用に関する協定」をはじめ官民を問わず広範囲に及ぶ協定を結んでいる。それらを踏まえて応援協定の締結者からの応援が円滑に受けられるよう、救援活動拠点の確保や受援に必要な体制を強化していく。

《ソフト事業》<国><県><民>【総務】【消防】【商工】

② 自治会や市民、市内事業者などの協力を得ながら引き続き消防団の団員数確保・維持に努める。

《ソフト事業》<区><民><団><商>【消防】

（４）学校や子ども・子育て支援施設等、防災教育に係る施策

① 市立の小中学校では、平時からカリキュラムに沿って児童・生徒に向けた防災教育や避難訓練を定期的に行い災害に備えている。公立学校や、子ども・子育て支援施設等においても定期的に避難訓練を行い、加えて全国火災予防運動消防体験会を通じての防災啓発活動を実施している。各施設の立地状況に応じた避難等の防災計画の策定や見直しを不断に行うことにより防災体制を強化し、人事異動に伴う齟齬が生じないように毎年度の当初には職員の任務の分担や相互の連携等を明確に定めるように努める。

また、県立高等学校についても大分県に対して同様の働きかけを行う。

《ソフト事業》<県><児>【総務】【消防】【学教】【福祉】

② 市立の小中学校では、最新の津波ハザードマップを活用して津波浸水想定区域内の現状把握に努め、施設の立地条件の見直しを含めて検討し、安全性の確保を図る。

また、県立高等学校や子ども・子育て支援施設等にも、施設の管理者に対して、同様の働きかけを行う。

《ハード事業》<県><児>【管理】【まち】【総務】

2 住環境分野

（１）住宅や建築物の安全に係る施策

① 地震における家具転倒による負傷者をなくすため、取付が困難である65歳以上の高齢者のみの世帯、障がいのある人のいる世帯など要支援世帯への家具転倒防止器具の取付を支援を検討する。

《ソフト事業》【福祉】

② 耐震化に対する認識不足や経済的な負担が必要なことからあまり進んでいない状況であり、引き続き住宅の耐震化率を上げるための啓発と金銭的な支援措置強化に努める。

《ソフト事業》【まち】

③ 地域や関係機関と連携して、引き続き危険家屋の把握や所有者に対する撤去の指導等の対策を進めていく。

《ソフト事業》【まち】

④ 県と連携しながら、変動予測調査や滑動崩落対策を講じるよう努める。

《ハード事業》<県>【土木】

⑤ 効果的な住宅セーフティネットの構築するため、引き続き津久見市公営住宅等長寿命化計画に基づく事業を推進する。

《ハード事業》【まち】

3 保健・医療・福祉分野

(1) 避難行動要支援者に係る施策

① 市民に対する防災知識の普及などによる「自助」の取組の促進に加え、地域住民のリーダーとなりうる防災人材の育成や避難行動要支援者名簿の活用による「共助」「近助」の取組により、地域防災力の総合的な向上を図っている。

《ソフト事業》<民><区><団>【福祉】【長寿】【健推】

② 要配慮者の避難対策を進めるため社会福祉施設等との連携により福祉避難所の更なる充実を図る。

《ソフト事業》<区><医>【福祉】【長寿】【健推】

③ 食物アレルギーで生命の危険が危惧される市民に対しては、抗アレルギー対応の非常食を導入している。しかしながら、備蓄食料にも限界があるので避難生活が長引いた場合などの対応が課題となっている。その課題を解決する一つの方法として児童・生徒に限らず、抗アレルギー対応が必要な全ての市民を守るためにも、学校給食調理場を活用した配食は有効である。そのために、対応施設の拡充を早急に推進する。

《ハード事業》<区><医>【管理】【学教】【健推】

4 国土保全分野

(1) 河川改修や海岸保全、急傾斜崩壊対策等に係る施策

① 防潮堤及び防波堤の整備、補強、嵩上げ、津波防波堤等による津波侵入防止整備を促進するよう、引き続き国及び大分県に働きかける。

《ハード事業》<国><県>【土木】

② 漁港施設や漁港海岸保全施設の防災拠点としての機能強化のための充実を図り、更なる施設の整備と更新を継続して、国や大分県に働きかける。

《ハード事業》<国><県>【農水】【水道】

③ 地震後は河川を津波が遡上することから、県及び関係機関と協力して河川の改修、堤防や護岸等の河川構造物の改築・改良、水門・ポンプ場の増設等整備を推進する必要がある。

《ハード事業》<国><県>【土木】

④ 災害時には、水門等の適正な開閉操作が必要であるため、定期的に訓練を実施している。職員の任務の分担や相互の連携等を明確に定めるように努め、今後も引き続き訓練を行い、災害時における適切な対応と判断力の向上を図る。

《ソフト事業》<県><団>【土木】【農水】

1 行政分野

(1) 行政機能の維持に係る施策

① 公共施設の耐震性を高めるため、津久見市公共施設等総合管理計画や津久見市耐震改修計画に基づく地震防災上必要な改修又は補強を実施することにより施設の安全性の確保を総合的かつ計画的に管理することで維持保全に努める。

《ハード事業》<県>【まち】【土木】【経政】【会計】【管理】【生学】

(2) 学校や子ども・子育て支援施設等、防災教育に係る施策

① 避難所として機能すると思われる学校施設の耐震性を高めるため、津久見市学校施設長寿命化計画に基づき、学校施設の地震防災上必要な改修又は補強を計画的に実施する。

併せて、子ども・子育て支援施設等や県立高等学校にも同様の働きかけを行う。

《ハード事業》<県><児><医>【まち】【福祉】【管理】

② 市立の小中学校では、平時からカリキュラムに沿って児童・生徒に向けた防災教育や避難訓練を定期的に行い災害に備えている。公立学校や、子ども・子育て支援施設等においても定期的に避難訓練を行い、加えて全国火災予防運動消防体験会を通じての防災啓発活動を実施している。各施設の立地状況に応じた避難等の防災計画の策定や見直しを不断に行うことにより防災体制を強化し、人事異動に伴う齟齬が生じないように毎年度の当初には職員の任務の分担や相互の連携等を明確に定めるように努める。

また、県立高等学校についても大分県に対して同様の働きかけを行う。

(再掲 1-1 1 (4) ①)

《ソフト事業》<県><児>【総務】【消防】【学教】【福祉】

② 市立の小中学校では、最新の津波ハザードマップを活用して津波浸水想定区域内の現状把握に努め、施設の立地条件の見直しを含めて検討し、安全性の確保を図る。

また、県立高等学校や子ども・子育て支援施設等にも、施設の管理者に対して、同様の働きかけを行う。(再掲 1-1 1 (4) ②)

《ハード事業》<県><児>【まち】【土木】【管理】【総務】

2 住環境分野

(1) 住宅や建築物の安全に係る施策

① 病院等多人数が集まる建築物等の耐震性の確保を図るよう啓発を行う。

《ソフト事業》<県><医>【まち】【健推】【長寿】

1 行政分野

(1) 行政機能の維持に係る施策

① 現在、津久見港青江地区埋立地を建設予定地として、新市庁舎建設が進められている。新庁舎は、南海トラフ巨大地震による津波に備え、津波避難ビルの機能を有し、さらに、統合後の第二中学校の空き校舎を市公民館及び防災拠点として整備することで、災害の種類により、新庁舎・公民館・消防署を3つの防災拠点としてリスクの分散化を図る。

今後想定される大規模災害に対応するには、行政機能、防災拠点、避難施設などの冗長性も重要となるため十分に配慮しながら推進する。(再掲 1-1 1(1)①)

《ハード事業》<国><県> 【経政】 【まち】 【総務】 【消防】

② 台風発生時の行動計画については、台風の接近状況に応じて適切なタイムラインを作成し、職員の事前の災害対応準備や早期からの気象情報の収集及び避難の周知などを行っている。今後も引き続き最悪の事態を想定したタイムラインの運用を行う。

《ソフト事業》<民><区><団> 【総務】

(2) 住民の避難行動や避難場所に係る施策

① 市民が適切な避難行動をとれるよう、的確に避難指示等の情報伝達を行う。

《ソフト事業》<区><団> 【総務】 【消防】

② 内水面ハザードマップを作成、公表するなど、防災意識の高揚等を図るべく防災教育などの取組を継続して行う。

《ソフト事業》<民><区><団> 【総務】 【消防】

2 住環境分野

(1) 上下水道に係る施策

① 雨水幹線及び都市下水路の適正な維持管理に努める。

《ハード事業》 【水道】

3 国土保全分野

(1) 河川改修や海岸保全、急傾斜崩壊対策等に係る施策

① 国・県管轄の河川については、平成29年台風第18号の集中豪雨で氾濫した津久見川水系の河床掘削、流木対策を目的とした河川改修が大分県営事業として行われている。

今後も引き続き国や大分県に対して計画的に河床掘削、流木対策を進めるよう働きかけを行う。

また、市の管理する普通河川についても河川改修に努めるとともに、暗渠の維持管理に努める。

《ハード事業》<国><県> 【土木】 【水道】

1 行政分野

(1) 住民の避難行動や避難場所に係る施策

① 土砂災害による浸水被害や避難路の確保を確実にするため、未然に防ぐための整備を推進するとともに、県営事業である急傾斜地対策等の事業を推進するように働きかける。

《ハード事業》<国><県>【土木】【総務】

《ソフト事業》<国><県>【土木】

② 土砂災害等に応じたハザードマップの更新を適切に行い、遅滞なく市民等への情報提供を行うとともに、土砂災害からの避難・誘導訓練等への活用を図る。

《ソフト事業》<民><区><団>【総務】【消防】

③ 災害情報を迅速に収集・共有・市民への周知を可能にするため、国や県等の関係機関と連携強化を図る訓練等を実施する。

《ソフト事業》<国><県><民><区><団>【総務】【消防】

④ 大規模埋立地又は、大規模盛土造成地事業が行われた場合には、造成地の危険性を把握し、その調査結果をもとに住民等へ速やかな情報提供の実施を検討する。

《ソフト事業》【まち】

2 国土保全分野

(1) 市街地や交通ネットワークの整備に係る施策

① 平成29年台風第18号の集中豪雨で浸水し、災害瓦れきによって通行が困難となった市道岩屋線の改良事業については、平成30年度から着手した。今後も、救助救出活動や避難、救援活動等の支障を回避するために主要幹線道路等の整備を推進するとともに、幹線道路である国道や県道の整備について国及び大分県に働きかけを継続して行う。

《ハード事業》<国><県>【土木】

《ソフト事業》<国><県>【総務】【土木】

② 大分県と津久見市が一体となって、土砂災害警戒区域等の市民への周知を図るとともに警戒避難体制を整備する。

《ソフト事業》<県><民><区><団>【総務】【消防】

(2) 河川改修や海岸保全、急傾斜崩壊対策等に係る施策

① 傾斜が30度かつ高さが5m以上の急傾斜地のうち、人家に被害を及ぼすおそれのある箇所について、被害規模や緊急性を総合的に勘案のうえ、大分県と津久見市が一体となって急傾斜地崩壊対策事業を継続して推進する。

《ハード事業》<県>【土木】

② 土砂災害に関する情報の収集及び伝達等、土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を定めるとともに、円滑な警戒避難が行われるために必要な事項を市民に周知する。

《ソフト事業》<県><民><区><団>【総務】【消防】【土木】

1 行政分野

(1) 住民の避難行動や避難場所に係る施策

① 防災行政無線やJアラート等の活用のほか、衛星による携帯通信の活用や、有線通信や携帯電話など避難行動要支援者や孤立集落にも配慮した、情報伝達手段の多重化を推進する。

《ソフト事業》<県><区><情>【総務】【消防】

② 防災行政無線の定期的な更新を推進する。

《ソフト事業》<県><区><情>【総務】【消防】

③ 台風発生時には災害対策本部が設定方法を定めたタイムラインを作成し、早期からの気象情報の収集及び避難の周知などを行っている。今後も引き続きタイムラインの運用を継続する。

《ソフト事業》【総務】【消防】

(2) 学校や保育施設の安全、防災教育に係る施策

① 児童生徒等への防災教育を実施する。

《ソフト事業》【総務】【消防】【学教】

② 要配慮者である幼い児童・園児に対し、避難訓練を実施することで、幼い児童・園児の防災に対する意識付けを行う。

《ソフト事業》<児>【総務】【消防】【学教】【福祉】

1 行政分野

(1) 住民の避難行動や避難場所に係る施策

① 土砂等で避難路が分断されても通行できるよう複数箇所の避難路を整備する。

《ソフト事業》<県>【総務】

2 住環境分野

(1) 住宅や建築物の安全に係る施策

① 避難路をふさぐおそれのあるブロック塀等の倒壊防止や、危険木の伐採等の避難路沿道対策を図る。

《ハード事業》<県>【総務】【土木】【まち】【管理】

3 国土保全分野

(1) 市街地や交通ネットワークの整備に係る施策

① 平成29年台風第18号の集中豪雨で浸水し、災害瓦れきによって通行が困難となった市道岩屋線の改良事業については、平成30年度から着手した。今後も、救助救出活動や避難、救援活動等の支障を回避するために主要幹線道路等の整備を推進するとともに、幹線道路である国道や県道の整備について国及び大分県に働きかけを継続して行う。

(再掲 1-4 2 (1) ①)

《ハード事業》<国><県>【土木】

《ソフト事業》<国><県>【総務】【土木】

② 離島半島部では、台風や冬の季節風などによる海岸漂着物の滞留で漁港が封鎖状態となり漁船の出入港が不可能となるのを防ぐため津久見市が地元住民、漁業従事者、JFなどと大分県が一体となって海上及び海岸の清掃活動を行っている。

また、津久見湾の概ね西3分の1は大分県が管理する重要港湾であり大分県の管理区分であるが、現実には地元漁民が利用する漁港もあり津久見市の管理漁港と同様の清掃活動を行っている。

漁港集落は陸路がない島しょ部はもちろん、半島部では大規模土砂災害により幹線道路が分断され孤立する可能性が高い。陸路が分断されれば海上交通にならざるを得ないため、平素からの海上清掃活動は必要である。この活動を継続できるように、海上清掃活動推進の妨げとなっている漂流ごみや海岸漂着物の処分の人的及び予算的な負担を削減できるよう更なる支援を受けられるように引き続き国や大分県に働きかけを行う。

また、島しょ部において集落を有する離島においては、津久見港と結ばれている定期離島航路の船舶や関連施設も孤立を防ぐために重要であり、これらを維持するためにも十分な整備を行い、国や大分県に対して航路の支援について継続的に働きかけを行う。

《ハード事業》<国><県><農><区>【総務】【土木】【農水】【経政】

2-1 被災地域での食料・飲料水等、生命にかかわる物資供給の長期停止 【推進方針】

1 行政分野

(1) 行政機能の維持に係る施策

① 大分県及び市町村及び市町村相互間の「県内相互災害時応援協定」等に基づき、円滑な受援対策に必要な計画をあらかじめ策定し、体制の整備を図っている。引き続き当該応援協定に基づく防災訓練の実施に努める。

《ソフト事業》<県><地>【総務】【水道】

② 災害の影響が広範囲に及ぶ場合に備え、県応援協定や様々な民間事業者等と受援協定の連絡体制を締結しており、円滑な応援対策及び復旧対策が実施できるよう、平素から関係機関との連絡体制の構築等、連携体制の強化を継続的に行う。

《ソフト事業》<県><商><燃><交>【総務】【消防】【水道】【商工】

③ 「知事会自衛隊協定」等に基づき、自衛隊、消防、警察、海上保安庁など応援協定の締結者等からの応援を円滑に受けられるよう、物資搬送設備等の救援活動拠点の確保や、受援に必要な対策について検討・実施を継続して行う。

《ソフト事業》<国><県>【総務】【水道】

(2) 住民の避難行動や避難場所に係る施策

① 災害時に孤立が想定される自治会をはじめ、避難所の位置を勘案した分散備蓄を充実させる。

《ソフト事業》<民><区>【総務】【消防】

② 自助・共助・公助・近助の観点から、市で行う備蓄のほか、市民や地域を対象として津久見市地域防災計画の中で推奨しているように発災後3日分以上、できれば1週間以上の食料や飲料水及び必要な物資等の備蓄を要請する働きかけを継続的に行う。

《ソフト事業》<民><区>【総務】

2 住環境分野

(1) 上下水道に係る施策

① 長期にわたる水道の供給停止に備え、応急給水・復旧のための体制整備を進める。

《ソフト事業》【水道】

② 災害による断水等により本市独自で水の確保ができない場合には、県応援協定等に基づき、大分県下の自治体との支援体制を整備している。実際に平成29年台風第18号での市内大規模断水時には県内外の各自治体から適切な応援を頂いた。

今後は迅速かつ的確に対応ができるよう、協力体制の充実強化を図るよう努める。

また、併せて津久見市が被災した時の経験を踏まえて他の自治体へ応援ができる体制、例えば、非常時に災害瓦れきに阻まれた道路において小回りが効く小型若しくは中型の給水車やウォーターバグの整備は他の自治体等への応援時にも有効と考えられることからそれらを見据えて様々な整備を進めていく。

《ソフト事業》<県><地>【総務】【消防】【水道】

3 保健・医療・福祉分野

(1) 災害時の医療体制、保健衛生に係る施策

① 医師会の協力を得て、医師等の確保、医療救護班の編成、救護所の設置及び傷病者の手当並びに医療品、医療器具、衛生資材の手配等を実施する。

また、医薬品卸売販売業者との協力体制の確立、応急医療措置に必要な医薬品、衛生器材、担架及び医療用具等の確保については、市内各販売業者との連携を密にし、常時一定量備蓄を要請するとともに、被災地に対し、迅速的確に供給できるように、協力体制を確立する。

《ソフト事業》<医><商>【健推】【長寿】

4 国土保全分野

(1) 市街地や交通ネットワークの整備に係る施策

① 平成29年台風第18号の集中豪雨で浸水し、災害瓦れきによって通行が困難となった市道岩屋線の改良事業については、平成30年度から着手した。今後も、救助救出活動や避難、救援活動等の支障を回避するために主要幹線道路等の整備を推進するとともに、幹線道路である国道や県道の整備について国及び大分県に働きかけを継続して行う。

(再掲 1-4 2 (1) ①)

《ハード事業》<国><県>【土木】

《ソフト事業》<国><県>【総務】【土木】

② 国道217号平岩松崎バイパスは、災害時において、市外からの医療・災害支援活動等に供する基幹道路として、また、食料・飲料水等の物流の確保に加え復旧・復興時における災害廃棄物等の運搬においてその機能を発揮する。そのためにも起点の平岩交差点から終点の松崎交差点までの全線の早期完成に向け、国や大分県に対して継続して働きかけを行う。

《ソフト事業》<国><県>【土木】

(2) 河川改修や海岸保全、急傾斜崩壊対策等に係る施策

① 被災した際も安定的に食料等の物資の受入を可能にするために、漁港・港湾の耐震化を目指して検討を進める。

《ハード事業》<県>【総務】【土木】【農水】

1 行政分野

(1) 消火・救助・救急に係る施策

① 平時における、消防職員及び消防団員の訓練の実施及び装備品の充実強化を図る。

《ソフト事業》<団>【消防】

② 津久見市内の大分県石油商業組合津久見支部と大規模災害時には、公用車等の災害対応車両への燃料を優先的に供給できる協定を結んでいるが、今後も体制の強化を継続する。

《ソフト事業》<団><燃>【総務】【消防】

③ 災害時のエネルギー供給に対して、県応援協定に基づき引き続き関係機関との連携を強化していく。

《ソフト事業》<県><団><燃>【総務】【消防】

2 保健・医療・福祉分野

(1) 災害時の医療体制、保健衛生に係る施策

① 大分県や県内の医療機関等に対する医療救護班の派遣要請等について関係団体と協議を行う。また、手術等を要す負傷者を医療機関へ迅速に搬送するため、大分県防災ヘリ、ドクターヘリ、自衛隊のヘリコプター等有効に活用できるよう県、関係機関と搬送体制について協議を行う。

《ソフト事業》<国><県><医><交>【総務】【消防】【健推】【長寿】

② 病院や福祉施設に対して、業務継続計画策定の必要性を周知する。

《ソフト事業》<医>【健推】【長寿】【福祉】

③ 応急救護所の設置及び救護班の編成・出動・活動内容等について、医師会と協議を行う。また、公共施設等をあらかじめ救護所の設置場所の候補地として指定しておく。さらに、救護所設置候補地において、医師会、関係機関と連携し、救護所設置訓練を含む災害医療訓練を行う。

《ソフト事業》<医><民>【健推】【長寿】【福祉】

3 国土保全分野

(1) 市街地や交通ネットワークの整備に係る施策

① 平成29年台風第18号の集中豪雨で浸水し、災害瓦れきによって通行が困難となった市道岩屋線の改良事業については、平成30年度から着手した。今後も、救助救出活動や避難、救援活動等の支障を回避するために主要幹線道路等の整備を推進するとともに、幹線道路である国道や県道の整備について国及び大分県に働きかけを継続して行う。

(再掲 1-4 2 (1) ①)

《ハード事業》<国><県>【土木】

《ソフト事業》<国><県>【総務】【土木】

② 国道217号平岩松崎バイパスは、災害時において、市外からの医療・災害支援活動等に供する基幹道路として、また、食料・飲料水等の物流の確保に加え復旧・復興時における災害廃棄物等の運搬においてその機能を発揮する。そのためにも起点の平岩交差点から終点の松崎交差点までの全線の早期完成に向け、国や大分県に対して継続して働きかけを行う。(再掲 2-1 2(4)②)

《ソフト事業》<国><県>【土木】

1 行政分野

(1) 住民の避難行動や避難場所に係る施策

① 津久見市避難所運営マニュアルに基づいて、自治会や自主防災組織、学校等と協働して地域の実情を踏まえた適切な避難所の運営に努める。

なお、防災人材の育成及び自主防災組織への女性の参画や、自主防災組織間のネットワークの形成を図り、災害特性に合わせた地域独自の防災訓練を実施するよう努める。

《ソフト事業》<県><民><区><団><児>【総務】【消防】

② 臨時ヘリポートを孤立のおそれのある各地区に指定するなど、災害時の輸送対策を進める。

《ソフト事業》<国><県><区><団>【総務】【消防】

③ 自助・共助・公助・近助の観点から、市で行う備蓄のほか、市民や地域を対象として津久見市地域防災計画の中で推奨しているように発災後3日以上、できれば1週間以上の食料や飲料水及び必要な物資等の備蓄を要請する働きかけを継続的に行う。

(再掲 2-1 1 (2) ②)

《ソフト事業》<民><区>【総務】

④ 発災前にタイムラインが機能する台風などの風水害の場合には、避難指示などにより事前に避難行動を起こすように啓発に努めている。特に長期にわたり孤立が懸念される集落については避難路や避難所の整備は喫緊の課題である。しかしながら、津久見市では地理的に山間部や半島部にこのような集落が数多く点在しているために課題解決の進捗状況が芳しくないのが現状である。この状況下で解決の糸口の一つとして考えられるのが、廃校となった市立小中学校校舎の再利用である。この施設の中で耐震性が確認された施設が再利用できれば時間的にも予算的にも課題の早期解決につながると考えられる。

一方、市の中心部に集中して事前避難施設及び仮設住宅機能を持つ施設を構築することは、事前の避難行動に関する課題を解決する手段とし有効であると考えられるが、市内の中心部においても地理的条件から施設を備えるための適切な広さの面積を確保することは容易ではない。そのため、検討が進められている新市庁舎の建設時にも、防災拠点機能と避難タワーを兼ね備えた避難施設機能を併せ持たせることを視野に入れて検討を進めている。

現在、津久見港青江地区埋立地を建設予定地として、新市庁舎建設が進められている。新庁舎は、南海トラフ巨大地震による津波に備え、津波避難ビルの機能を有し、さらに、統合後の第二中学校の空き校舎を市公民館及び防災拠点として整備することで、災害の種類により、新庁舎・公民館・消防署を3つの防災拠点としてリスクの分散化を図る。

今後想定される大規模災害に対応するには、行政機能、防災拠点、避難施設などの冗長性も重要となるため十分に配慮しながら、適切な集中と分散を視野に入れて、災害に強いまちづくりを目指して、地域防災拠点建築物整備緊急促進事業を推進する。

《ハード事業》<国><県>【経政】【まち】【総務】【消防】【管理】

1 行政分野

(1) 住民の避難行動や避難場所に係る施策

① 観光客等の帰宅困難者に対して確実な情報伝達体制の整備を図るとともに、県の防災情報システム活用した災害関連情報の共有の徹底を図る。

《ソフト事業》<県><商><交>【商工】【総務】

② 観光客等に対して、駅やホテル等にハザードマップ等の掲示を行う。

《ソフト事業》<県><民><商><交>【商工】【総務】

③ 津久見市内のホテルや企業の施設等を地域住民の避難所として使用できる協定を事業者ごとに個別に結んでいる。これらの協定に帰宅困難者の項目を追加するなど適切な更新を図れるように要請を行うとともに、協力事業者の拡充を図る。

《ソフト事業》<県><商><工><交>【商工】【総務】

1 住環境分野**(1) 上下水道に係る施策**

① 水道施設の損壊に備え、水道施設の点検整備や保守点検に努めるとともに、応急給水・復旧用資器材及び人員の配備等の応急給水体制を整備する。

《ソフト事業》【水道】

② 公衆衛生環境の悪化を防止するため、下水道施設の耐震化・耐水化を図り、トイレ機能の確保に取り組む。

また、被災時における下水道機能の継続・早期回復を迅速に行うため、訓練等を通じ、実効性のある下水道事業継続計画となるよう見直しを行う。

《ハード事業》<衛>【水道】【環保】

2 保健・医療・福祉分野**(1) 災害時の医療体制、保健衛生に係る施策**

① 災害時保健活動マニュアルに基づいて、応急救護所の設置及び救護班の編成・出動・活動内容等について医師会と協議を行う。また、公共施設等をあらかじめ救護所の設置場所の候補地として指定しておく。さらに、救護所設置候補地において、医師会、関係機関と連携し、新型コロナウイルス等の感染症対策を含めた救護所設置訓練を兼ねた災害医療訓練を継続して行う。

《ソフト事業》<医><民>【健推】【長寿】【福祉】【総務】

② 大規模災害時の遺体収容場所の選定や遺体の埋葬等に対して、自衛隊や警察等の支援を受けられるべく連携を図りながら、かつ、遺体の尊厳や遺族の感情に配慮した対応が円滑にできる体制を構築する。

《ソフト事業》<国><県><区>【市民】【総務】【消防】

1 行政分野

(1) 行政機能の維持に係る施策

① 現在、津久見港青江地区埋立地を建設予定地として、新市庁舎建設が進められている。新庁舎は、南海トラフ巨大地震による津波に備え、津波避難ビルの機能を有し、さらに、統合後の第二中学校の空き校舎を市公民館及び防災拠点として整備することで、災害の種類により、新庁舎・公民館・消防署を3つの防災拠点としてリスクの分散化を図る。

今後想定される大規模災害に対応するには、行政機能、防災拠点、避難施設などの冗長性も重要となるため十分に配慮しながら推進する。(再掲 1-1 1 (1) ①)

《ハード事業》<国><県>【経政】【まち】【総務】【消防】

② 市の特定建築物の老朽化対策については、維持管理や保守、更新等、必要な取組を進めているが、今後、更新時期を迎える建築物が多数見込まれることから、トータルコストの平準化を図りながら計画的な維持管理・更新等を行う必要がある。

(再掲 1-1 1 (1) ④)

③ 災害による停電などで行政施設の機能が不十分になったり、施設まで到達するための交通が遮断された場合には、住民票、戸籍、税務証明などの諸証明の交付や、納税、水道料金などの納付において市民生活に重大な影響を及ぼすことが懸念される。それを回避するためには、交付や納付にかかる行政事務の一部を、コンビニなどを活用することで行政機能の大幅な低下を低減を図っていく。

一方、コンビニ対応には、マイナンバーカードでセキュリティ対策を行うことが基本となることから、津久見市で伸び悩んでいる当該カードの普及率が大幅に改善につながるものと思われる。

《ソフト事業》<県><商>【市民】【税務】

④ 災害の影響が広範囲に及ぶ場合に備え、県応援協定や様々な民間事業者等と受援協定を締結しており、円滑な応援対策及び復旧対策が実施できるよう、平素から関係機関との連絡体制の構築等、連携体制の強化を継続的に行う。(再掲 2-1 1 (1) ②)

《ソフト事業》<県><商><燃><交>【総務】【消防】【水道】【商工】

⑤ 災害時に円滑なボランティア活動ができるよう、社協と災害ボランティアセンター設置及び運営に関する協定を結んでいる。

なお、社協では、災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルを整備しており、今後ともボランティアの受入態勢や発災時に機能的な運営体制を維持できるように津久見市との連携の強化を図る。

《ソフト事業》<県><社><団>【福祉】

⑥ 知事会自衛隊協定等に基づき、自衛隊、消防、警察、海上保安庁など応援協定の締結者等の応援を円滑に受けられるよう、物資搬送設備等の救援活動拠点の確保や、受援に必要な対策について検討・実施を継続して行う。(再掲 2-1 1 (1) ③)

《ソフト事業》<国><県><団>【総務】【水道】【消防】

(2) 消火・救助・救急に係る施策

① 津久見市には自治会が主管する自主防災会が29団体ある。各自主防災会において災害用として飲料水や非常食料と携帯発電機などを備蓄しているところである。今後は消防本部や消防団各分団において、より円滑な活動ができるよう、飲料水等の備蓄や自家発電設備に加え救急医薬品等の整備を充足させる。

《ハード事業》<区><団>【総務】【消防】【健推】

② 災害の影響が広範囲に及ぶ場合に備え、県応援協定や様々な民間事業者等と受援協定を締結しており、円滑な応援対策及び復旧対策が実施できるよう、平素から関係機関との連絡体制の構築等、連携体制の強化を継続的に行う。(再掲 2-1 1(1)②)

《ソフト事業》<県><商><燃><交>【総務】【消防】【水道】【商工】

2 保健・医療・福祉分野

(1) 災害時の医療体制、保健衛生に係る施策

① この地域の基幹病院である中央病院は、災害時には災害拠点病院として機能できるように耐震化基準を満たしている。今後は個人診療所等へも耐震化推進のために医師会等と連携しながら啓発を進めていく。

《ソフト事業》<医>【まち】【健推】

1 行政分野

(1) 行政機能の維持に係る施策

① 災害対策本部としての機能を確保するため、庁舎設備の自家発電設備等の点検による非常電源の確実な確保、衛星携帯電話の確保などの整備をさらに進める。

《ハード事業》<国><県><情>【経政】【まち】【総務】【消防】

② 災害時の停電対策として、非常用発電機等の活用や非常用の通信等の確保を図るとともに、燃料やエンジンオイルといった非常用発電機等の燃料備蓄の確保や管理を行う。また、発災時における点検道の遮断等不測の事態にも、可能な限り対応できる体制整備を図る。

《ハード事業》<国><県><燃>【経政】【まち】【総務】【消防】

(2) 住民の避難行動や避難場所に係る施策

① 災害発生時、通信手段が途絶した場合に備え、被災現場情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定し、配備態勢を整えるとともに、通信障害発生時に迅速に通信を復旧できる体制の整備を図る。特に、被災地区や孤立地区等で障害が発生した場合でも、対応が可能な体制の整備に努める。また、通信ボランティア等と連携し、アマチュア無線等を活用した情報収集体制の整備を図る。

《ハード事業》<国><県><情><団>【経政】【まち】【総務】【消防】

(3) 学校や保育施設の安全、防災教育に係る施策

① 防災ノート等の適切な教材を活用した防災教育を推進する。

《ソフト事業》<国><県>【学教】【総務】【消防】

② 若い児童・園児を速やかに避難させるため、引率する職員に対し避難訓練を実施する。

《ソフト事業》<国><県><児>【福祉】【消防】

1 産業分野

(1) 事業者の業務継続体制に係る施策

① 各企業や事業者に対し、自衛消防組織の充実強化を図るように要請するとともに、併せて防災計画の作成や、事業継続計画の作成を促す。

《ソフト事業》<民><工><商>【商工】【総務】【消防】

② あらゆる融資制度を活用して積極的な資金の融資計画ができるよう検討する。

《ソフト事業》<商><金>【商工】【総務】

2 国土保全分野

(1) 市街地や交通ネットワークの整備に係る施策

① 主要幹線道路等の整備を推進するとともに、国道や県道といった幹線道路の整備について国及び大分県に働きかけを継続して行う。(再掲 2-1 4 (1) ①)

《ソフト事業》<国><県>【総務】【土木】

② 国道217号平岩松崎バイパスは、災害時において、市外からの医療・災害支援活動等に供する基幹道路として、また、食料・飲料水等の物流の確保に加え復旧・復興時における災害廃棄物等の運搬においてその機能を発揮する。そのためにも起点の平岩交差点から終点の松崎交差点までの全線の早期完成に向け、国や大分県に対して継続して働きかけを行う。(再掲 2-1 2 (4) ②)

《ソフト事業》<国><県>【土木】

(2) 河川改修や海岸保全、急傾斜崩壊対策等に係る施策

① 被災した際も安定的に食料等の物資の受入を可能にするために、漁港・港湾の耐震化を目指して検討を進める。(再掲 2-1 4 (2) ①)

《ハード事業》<県>【総務】【土木】【農水】

1 行政分野

(1) 行政機能の維持に係る施策

① 大分県や国土交通省九州地方整備局佐伯河川国道事務所など、災害復旧の拠点となる組織との情報伝達も含めた関係強化や、資材の備蓄、人材の確保等を充実させる。

《ソフト事業》<国><県>【土木】

② 平時から計画的な地籍調査に努めるとともに、大規模災害時には災害応急業務の応援協定を結んでいる大分県測量設計コンサルタント協会等の協力を得ながら地籍調査等を着実に実施し速やかな復興に備える。

《ソフト事業》<国><県><法>【まち】

2 国土保全分野

(1) 市街地や交通ネットワークの整備に係る施策

① 国道217号平岩松崎バイパスは、災害時において、市外からの医療・災害支援活動等に供する基幹道路として、また、食料・飲料水等の物流の確保に加え復旧・復興時における災害廃棄物等の運搬においてその機能を発揮する。そのためにも起点の平岩交差点から終点の松崎交差点までの全線の早期完成に向け、国や大分県に対して継続して働きかけを行う。(再掲 2-1 2(4)②)

《ソフト事業》<国><県>【土木】

1 産業分野

(1) 事業者の業務継続体制に係る施策

① 各企業や事業者に対し、自衛消防組織の充実強化を図るよう要請するとともに、併せて防災計画の作成や、事業継続計画の作成を促す。(再掲 5-1 1 (1) ①)

《ソフト事業》<農><商><工>【農水】【総務】【消防】

② 第1次産業従事者の新たな担い手の確保を図る。

《ソフト事業》<農>【農水】

③ あらゆる融資制度を活用して積極的な資金の融資計画を推進する。

(再掲 5-1 1 (1) ②)

《ソフト事業》<国><県><商><金>【農水】

④ 災害が起きても被害の拡大を軽減し、産業の停滞を抑えるため漁具及び養殖施設等の保全対策の推進を図る。

《ソフト事業》<農>【農水】

⑤ 大分県やJA等と連携して自然災害における農作物の被害拡大防止に向けた技術指導や病害虫対策、加工施設等の応急措置等の対策を進める。

《ソフト事業》<農>【農水】

⑥ 国や県、関係団体と連携して災害後の風評被害防止のための取組を行う。

《ソフト事業》<国><県><農><商>【農水】【商工】

(2) 農林水産業の基盤整備に係る施策

① 農林業施設や農業機械の長寿命化のため、施設の適正な維持管理や機械の更新を実施する。

《ハード事業》<国><県><農>【農水】

② 農地の再生や保全が必要とされるため、農業競争力強化農地整備事業のうち水利施設等保全高度化事業を実施する。

《ハード事業》<国><県><農>【農水】

③ 林業の被害を抑えるために、国、大分県や大分県森林組合と連携しながら計画的に治山事業を継続していく。

《ハード事業》<国><県><農>【農水】

④ 鳥獣被害対策のための施設整備を実施する。

《ハード事業》<国><県><農>【農水】

⑤ 森林に被害を受けた森林所有者等が協力して行う森林保全管理や森林資源の利用等の取組に対しての支援を図る。

《ハード事業》＜国＞＜県＞＜農＞【農水】

⑥ 地震・津波等による災害の防止や復興時における防災拠点施設として機能するよう施設の整備及び機能強化を図る。

《ハード事業》＜国＞＜県＞＜農＞【農水】

<個別施策分野>

1 行政分野

(1) 行政機能の維持に係る施策

① 災害時に孤立が想定される自治会をはじめ、避難所の位置を勘案した分散備蓄を充実させる。(再掲 2-1 1 (2) ①)

≪ソフト事業≫<区><団>【総務】【消防】

② 自助・共助・公助・近助の観点から、市で行う備蓄のほか、市民や地域を対象として津久見市地域防災計画の中で推奨しているように発災後3日以上、できれば1週間以上の食料や飲料水及び必要な物資等の備蓄を要請する働きかけを継続的に行う。

(再掲 2-1 1 (2) ②)

≪ソフト事業≫<民><区>【総務】

2 住環境分野

(1) 上下水道に係る施策

① 長期にわたる水道の供給停止に備え、応急給水・復旧のための体制整備を進める。

(再掲 2-1 2 (1) ①)

≪ソフト事業≫<工>【水道】

② 災害による断水等により本市独自で水の確保ができない場合には、県応援協定等に基づき、大分県下の自治体との支援体制を整備している。実際に平成29年台風第18号での市内大規模断水時には県内外の各自治体から適切な応援を頂いた。

今後は迅速かつ的確に対応ができるよう、協力体制の充実強化を図るように努める。

また、併せて津久見市が被災した時の経験を踏まえて他の自治体へ応援ができる体制、例えば、非常時に災害瓦れきに阻まれた道路において小回りが効く小型若しくは中型の給水車やウォーターバグの整備は他の自治体等への応援時にも有効と考えられることからそれらを見据えて様々な整備を進めていく。(再掲 2-1 2 (1) ②)

≪ソフト事業≫<県><地>【総務】【消防】【水道】

3 産業分野

(1) 事業者の業務継続体制に係る施策

① 従業員が帰宅困難になることを想定して、企業・事業所内において災害時に必要な物資の備蓄を促す。

≪ソフト事業≫<国><県><商><工>【商工】

4 国土保全部

(1) 市街地や交通ネットワークの整備に係る施策

① 平成29年台風第18号の集中豪雨で浸水し災害瓦れきによって通行が困難となった市道岩屋線の改良事業に平成30年度に着手し工事を進めている。今後も、救助救出活動や等の支障を回避するために主要幹線道路等の整備を推進するとともに、幹線道路である国道や県道の整備について国及び大分県に働きかけを継続して行う。

(再掲 1-4 2 (1) ①)

《ハード事業》<国><県>【土木】

《ソフト事業》<国><県>【総務】【土木】

② 国道217号平岩松崎バイパスは、災害時において、市外からの医療・災害支援活動等に供する基幹道路として、また、食料・飲料水等の物流の確保に加え復旧・復興時における災害廃棄物等の運搬においてその機能を発揮する。そのためにも起点の平岩交差点から終点の松崎交差点までの全線の早期完成に向け、国や大分県に対して継続して働きかけを行う。(再掲 2-1 4 (1) ②)

《ソフト事業》<国><県>【土木】

<個別施策分野>

1 行政分野

(1) 行政機能の維持に係る施策

① 県内相互災害時応援協定に基づき、広域的なごみ処理等の協力体制を推進する。

また、津久見市内の民間環境関連業者との災害し尿や災害廃棄物の収集運搬にかかる協定を結んでおり当該処理が円滑に行えるように努めている。

《ソフト事業》<県><地><衛> 【環保】

② 廃棄物処理施設の長寿命化、不燃堅牢化、浸水・停電・断水時等の地震災害対策を行うものとする。また、被害が生じた際の迅速な応急復旧を図るため、手順の整理や資器材の備蓄を進める。

《ハード事業》<県><地><衛> 【水道】 【環保】

2 住環境分野

(1) 上下水道に係る施策

① 水道施設の更新等に当たっては、随時耐震基準に基づいた施設としていく。また、管路の更新にあたっては、順次耐震性のある管に更新していくように努める。

《ハード事業》<工> 【水道】

② 水道施設の損壊に備え、水道施設の点検整備や保守点検に努めるとともに、応急給水・復旧用資器材及び人員の配備等の応急給水体制を整備する。

《ソフト事業》<工> 【水道】

③ 災害による断水等により津久見市独自で水の確保ができない場合には、県内相互災害時応援協定に基づき、速やかに支援が受けられる体制の維持強化に努める。

《ソフト事業》<県><地><工> 【水道】

④ 下水道施設の更新に当たっては、長期間にわたる機能停止を防止するため、耐震化・耐水化及び老朽化対策等の推進を図る。

《ハード事業》 【水道】

⑤ 下水道施設が被災し、津久見市独自で汚水処理の機能が確保できない場合は、県内相互災害時応援協定において県内の自治体からの支援を受けることになる。

また、災害支援活動については日本下水道事業団体及び大分県建設業協会津久見支部とも協力体制についての協定を結んでおり、継続して体制の維持強化に努める。

《ソフト事業》<県><地><工> 【水道】

<個別施策分野>

1 国土保全分野

(1) 市街地や交通ネットワークの整備に係る施策

① JR九州やバス等の事業所において、施設等の耐震性の強化を図るよう要請するとともに、災害時に備えた防災教育や防災訓練の実施を図るよう啓発に努める。

また、災害時において速やかに災害対策本部を設置し、関係機関等との情報伝達体制の整備や災害時の資器材の確保、乗客や帰宅困難者対策を円滑に講じられる体制を整える。

《ソフト事業》<県><交><商>【経政】【商工】【消防】

② 各道路管理者や建設事業者等の関係機関と連携して、道路啓開の体制の整備を推進するとともに、資材を備蓄する道路啓開基地の整備、代替路確保が困難な箇所の道路構造強化を進める。

《ハード事業》<県><工>【土木】【まち】

③ 臨時ヘリポートを、孤立のおそれのある各地区に指定するなど災害時の輸送対策を進める。(再掲 2-3 1 (1) ②)

《ソフト事業》<国><県>【総務】【消防】

④ 平成29年台風第18号の集中豪雨で浸水し、災害瓦れきによって通行が困難となった市道岩屋線の改良事業については、平成30年度から着手した。今後も、救助救出活動や避難、救援活動等の支障を回避するために主要幹線道路等の整備を推進するとともに、幹線道路である国道や県道の整備について国及び大分県に働きかけを継続して行う。

(再掲 1-4 2 (1) ①)

《ハード事業》<国><県>【土木】

《ソフト事業》<国><県>【総務】【土木】

⑤ 国道217号平岩松崎バイパスは、災害時において、市外からの医療・災害支援活動等に供する基幹道路として、また、食料・飲料水等の物流の確保に加え復旧・復興時における災害廃棄物等の運搬においてその機能を発揮する。そのためにも起点の平岩交差点から終点の松崎交差点までの全線の早期完成に向け国や大分県に対して継続して働きかけを行う。(再掲 2-1 4 (1) ②)

《ソフト事業》<国><県>【土木】

⑥ 市道及び農道の整備や、橋りょうやトンネルなどの長寿命化を計画的に進める。

《ハード事業》<国><県>【土木】【農水】

(2) 河川改修や海岸保全、急傾斜崩壊対策等に係る施策

① 九州地方整備局に対して、国道区域内の道路の崩壊、落石等の危険のある箇所に土砂災害防止に係る事業の実施を働きかけるとともに、大分県に対しても急傾斜崩壊対策事業

の促進を図るように働きかける。

《ハード事業》＜国＞＜県＞【土木】

② 漁港施設が地震・津波等による災害の防止や復興時における防災拠点施設として機能するよう、施設の整備及び機能強化を図る。

《ハード事業》＜国＞＜県＞【農水】

<個別施策分野>

1 行政分野

(1) 行政機能の維持に係る施策

① 電力供給に関して、災害に強い電力供給体制を確保するための、施設・設備の耐震性強化や防火対策を講じるとともに、施設・設備のバックアップ対策や、隣接する電気事業者等からの応援体制を構築するなど、迅速な災害復旧体制を図る。また、被害状況等の情報伝達や復旧見通しなど、災害時の広報体制の構築を進める。

《ソフト事業》<燃>【総務】

② LPガス充填所を管理する事業者については、充填所の耐震対策を促進するとともに発電設備を設置する等により、LPガスの安定的な供給体制の構築に努める。

また、災害時におけるLPガス等の優先的供給についての協定を結んでおり、併せて災害時には、一般家庭等のLPガスの容器バルブの閉止等、二次災害の防止措置の啓発などの情報伝達が速やかに行える体制の確立に努める。

《ソフト事業》<燃>【消防】

<個別施策分野>**1 行政分野****(1) 消火・救助・救急に係る施策**

① 消防法等関係法令に基づき、ガス等の危険物を取り扱う事業者の保安、防災体制を確立するとともに、危険物を取り扱う施設等の安全対策を行うよう継続して指導する。

《ソフト事業》<燃>【消防】

② 消防職員・消防団員の充実や、資質向上を図るための育成教育や消防団員の確保を図るとともに、消防用設備の整備の推進を図る。

《ソフト事業》<区><団>【消防】【総務】

③ 自主防火意識の向上を図るため、家庭へ消火器具など消化のための備えを促し、初期消火活動の重要性の周知を図るとともに、特定防火対象物のほか、各事業所から一般家庭までを対象として、業種別・対象別に火災予防の啓発・教育指導等を行う。また、防火教育普及要員となる人材の育成に努める。

《ソフト事業》<民><区><団>【消防】【総務】

2 住環境分野**(1) 住宅や建築物の安全に係る施策**

① 住宅用火災警報器や家庭用消火器、感震ブレーカー等の設置を推進する。

《ソフト事業》<民><団>【消防】

② 住宅密集地における火災対策の推進を検討する。

《ソフト事業》<民><区><団>【消防】【総務】

<個別施策分野>

1 行政分野

(1) 消火・救助・救急に係る施策

① 災害時における避難や緊急輸送などに関連のある市の主要幹線について、無電柱化も含めた対策を検討する。また、国道217号などの必要な箇所の無電柱化についても、国に働きかけを行う。

《ハード事業》<国><県><燃><情>【土木】【まち】

2 住環境分野

(1) 住宅や建築物の安全に係る施策

① 建物の耐震診断及び耐震補強の必要性の啓発等を行う。

《ソフト事業》<県><民>【まち】

<個別施策分野>

1 行政分野

(1) 消火・救助・救急に係る施策

① 臨海部工場地区の災害の発生及び拡大防止等を図るため、各事業所に対して自衛消防組織の充実・強化に努めるよう啓発を進める。

また、実践的な総合防災訓練等を官民連携により継続して実施する。

《ソフト事業》<工><商><団> 【消防】 【総務】 【商工】

(2) 公共施設の適正な維持管理、耐震化に係る施策

① 地震や津波による被害を最小化するため企業間の連携を図りながら、工場施設の被害の低減を図るよう耐震化を促す。併せて国の事業を活用して、臨海部工場地区の護岸や堤防等の強化等の地震・津波・液状化対策機能を備えた耐震岸壁に加え、物流拠点や災害対策設備として機能する埋立地の造成などの地震・津波対策を着実に推進する。

《ソフト事業》<工><商><団> 【消防】 【総務】 【商工】 【まち】

《ハード事業》<国><県> 【土木】 【まち】

7-4 農地・森林の荒廃や防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生

【推進方針】

<個別施策分野>

1 産業分野

(1) 農林水産業の基盤整備に係る施策

① 農産物の生産・加工・流通等を確保し、食料等の安定供給機能を維持するための体制を強化し、災害による被害の防止を図るよう調査等を継続する。実施に当たっては、大分県営事業など国庫補助事業制度を活用して農業基盤の整備を促進する。

《ソフト事業》<国><県><農><商>【農水】【商工】

② 津久見市や森林組合等が管理する林道等を把握し、活用する取組を促進する。国土保全機能の高度発揮を図ため、計画的に治山事業を行う。

《ハード事業》<農>【農水】

③ 漁港施設や漁港海岸保全施設の防災拠点としての機能強化のための充実を図り、更なる施設の整備と更新を継続して、国や大分県に働きかける。

《ハード事業》<国><県>【農水】

(再掲 1-1 4 (1) ②)

《ハード事業》<国><県>【農水】

<個別施策分野>

1 行政分野

(1) 行政機能の維持に係る施策

① 県内相互災害時応援協定に基づき、広域的なごみ処理等の協力体制を推進する。

また、津久見市内の民間環境関連業者との災害し尿や災害廃棄物の収集運搬にかかる協定を結んでおり当該処理が円滑に行えるように努めている。

(再掲 6-1 1 (1) ①)

《ソフト事業》<県><地><衛>【環保】

② 廃棄物処理施設の長寿命化、不燃堅牢化、浸水・停電・断水時等の地震災害対策を行うものとする。また、被害が生じた際の迅速な応急復旧を図るため、手順の整理や資器材の備蓄を進める。(再掲 6-1 1 (1) ②)

《ハード事業》<県><地><衛>【水道】【環保】

2 住環境分野

(1) 住宅や建築物の安全に係る施策

① 災害廃棄物処理計画の策定を推進していくとともに、災害時のごみの仮置場、一時保管所について、災害時における様々な土地利用を踏まえ事前に候補地を選定し、継続的な確保に努める。

《ソフト事業》<区><民>【環保】

② 住民の衛生確保、地域生活の早急な復興のためには、日常生活ごみ・し尿、避難所ごみ、災害廃棄物を円滑かつ迅速に処理していかなければならないことから、ごみ・し尿収集運搬体制の確立に向け、災害規模に応じた収集運搬計画を策定するとともに、県内相互災害時応援協定を基に、収集・運搬・処分について具体的な対応方法について検討する。

《ソフト事業》<県><地><衛>【環保】

3 国土保全分野

(1) 市街地や交通ネットワークの整備に係る施策

① 大分県や国土交通省九州地方整備局佐伯河川国道事務所など、災害復旧の拠点となる組織との情報伝達も含めた関係強化や、資材の備蓄、人材の確保等を充実させる。

(再掲 5-2 1 (1) ①)

《ソフト事業》<国><県>【土木】

② 平時から計画的な地籍調査に努めるとともに、大規模災害時には災害応急業務の応援協定を結んでいる大分県測量設計コンサルタンツ協会等の協力を得ながら地籍調査等を着実に実施し速やかな復興に備える。(再掲 5-2 1 (1) ②)

《ソフト事業》<国><県>【まち】

<個別施策分野>

1 行政分野

(1) 行政機能の維持に係る施策

① 県内相互災害時応援協定締結により大分県をはじめ県内の自治体間の応援体制の強化拡充を図る。

また、大分県建設業組合津久見支部と災害時に必要な人員、資材等の提供について応援協定を締結しており、今後も継続して応援体制の拡充と強化に努める。

《ソフト事業》<国><県>【土木】

2 住環境分野

(1) 住宅や建築物の安全に係る施策

① 災害により被災した建築物及び宅地からの二次災害を防止、軽減するために、応急危険度判定を速やかに行えるよう、大分県等との連携強化を図る。

《ソフト事業》<国><県>【まち】

3 国土保全分野

(1) 市街地や交通ネットワークの整備に係る施策

① 大分県や国土交通省九州地方整備局佐伯河川国道事務所など、災害復旧の拠点となる組織との情報伝達も含めた関係強化や、資材の備蓄、人材の確保等を充実させる。

(再掲 5-2 1 (1) ①)

《ソフト事業》<国><県>【土木】

② 平時から計画的な地籍調査に努めるとともに、大規模災害時には災害応急業務の応援協定を結んでいる大分県測量設計コンサルタント協会等の協力を得ながら地籍調査等を着実に実施し速やかな復興に備える。(再掲 5-2 1 (1) ②)

《ソフト事業》<国><県><法>【まち】

貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊による有

8-3 形・無形の文化の衰退・喪失や、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態 【推進方針】

<個別施策分野>

1 行政分野

(1) 行政機能の維持に係る施策

① 災害発生後において火災等により喪失が予想される貴重な文化財や環境的資産を守るための施設等の整備に取り組む、また、万が一の喪失に備えて郷土資料等のデジタルデータ化を推進する。

《ハード事業》【生学】【管理】

《ソフト事業》【生学】

① 臼杵津久見警察署が災害警備活動を円滑に実施できるよう、津久見市が、情報の提供や活動拠点の確保等について協力する。

《ソフト事業》<県>【総務】

2 住環境分野

(1) 住宅や建築物の安全に係る施策

① 応急仮設住宅の建設用地について、災害時における様々な土地利用を踏まえ、事前に選定した候補地の更新等継続して推進に努める。

《ソフト事業》<民><区><商><工>【総務】【まち】

3 保健・医療・福祉分野

(1) 災害時の医療体制、保健衛生に係る施策

① 被災者の精神面をケアする体制の整備を検討する。

《ソフト事業》<民><区><医>【健推】【福祉】

② 認知症に対する正しい理解の普及・啓発を行う。

《ソフト事業》<民><区><医>【長寿】【福祉】

③ 避難行動要支援者の避難訓練を計画的に行うなど、地域内で互助機能を高める取組を推進する。

《ソフト事業》<民><区><医>【総務】【福祉】【長寿】【健推】

④ 食物アレルギーで生命の危険が危惧される市民に対しては、抗アレルギー対応の非常食を導入している。しかしながら、備蓄食料にも限界があるので避難生活が長引いた場合などの対応が課題となっている。その課題を解決する一つの方法として児童・生徒に限らず、抗アレルギー対応が必要な全ての市民を守るためにも、学校給食調理場を活用した配食は有効である。そのために、対応施設の拡充を早急に推進する。

(再掲 1-1 3 (1) ③)

《ソフト事業》<区><医>【管理】【学教】【健推】

⑤ 公衆衛生環境の悪化を防止するため、下水道施設の耐震化・耐水化を図り、トイレ機能の確保に取り組む。

また、被災時における下水道機能の継続・早期回復を迅速に行うため、訓練等を通じ、実効性のある下水道事業継続計画となるよう見直しを行う。

《ハード事業》＜衛＞【水道】【環保】（再掲 2-5 1(1)②)

<個別施策分野>

1 行政分野

(1) 住民の避難行動や避難場所に係る施策

① 最新の地震被害想定調査に基づき応急仮設住宅建設地の見直しを適宜行い、災害発生後の供給体制の確立を図る。

≪ソフト事業≫ <県> 【総務】 【消防】

② 応急仮設住宅に関するマニュアルを作成し、平時及び災害発生時の供給体制の確立を図る。

≪ソフト事業≫ 【まち】 【総務】 【消防】

③ 平時から計画的な地籍調査に努めるとともに、大規模災害時には災害応急業務の応援協定を結んでいる大分県測量設計コンサルタント協会等の協力を得ながら地籍調査等を着実に実施し速やかな復興に備える。(再掲 5-2 1 (1) ②)

≪ソフト事業≫ <国> <県> <法> 【まち】

④ 大規模災害時においても速やかな復興を図るため、平時から個人商店などの小規模事業者が連携して業務継続体制に取り組める集客交流拠点の機能を兼ね備えた、街なか観光拠点の整備を推進する。

≪ハード事業≫ <国> <県> <商> 【商工】 【まち】

第5章 プログラムの重点化

第1節 プログラムの重点化の考え方

災害による様々な事態が想定される中、限られた財源や資源で効率的・効果的に国土強靱化を進めるには、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせるとともに、施策の優先順位の高いものについて重点化しながら進める必要がある。

地域計画においては、それぞれのリスクシナリオを回避するための横断的な施策群である28のプログラム全てが、重要で取り組むべき施策であるが、下記の観点より総合的に勘案し、15の重点化すべきプログラムを設定した。

1 人命の保護

大規模自然災害が発生した場合においても、人命の保護が最大限図られる。

2 他の事態の回避や被害軽減への影響

リスクシナリオは各々において相互関係があり、例えば、「1-1 大規模地震、津波の発生による死傷者の発生」の事態を回避することができ、死傷者数を軽減できれば、「2-2 救急救助、医療活動の機能不全」の事態が回避しやすくなるなど、ある事態を回避することにより他の複数の事態の回避や被害軽減が図られる。

第2節 重点化すべきプログラム

重点化すべきプログラムは、以下の15の「リスクシナリオ」としている。

重点化すべきプログラムに係る起きてはならない最悪の事態

基本目標	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	
Ⅰ 人命の保護が最大限に図られる	1 （大規模自然災害が発生した時でも人命の保護が最大限図られる）	1-1	大規模地震、津波の発生による死傷者の発生
		1-2	不特定多数が集まる施設の浸水、倒壊
		1-3	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
		1-4	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
		1-5	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
		1-6	避難路における通行不能
Ⅱ 本市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される	2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	2-1	被災地域での食料・飲料水等、生命にかかわる物資供給の長期停止
		2-2	救急救助、医療活動の機能不全
		2-5	被災地における疾病・感染等の大規模発生
3	必要不可欠な行政機能の確保	3-1	行政機関の職員・災害対策拠点施設の倒壊等及び災害拠点機能の被災による行政機能の大幅な低下
Ⅲ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化	4 必要不可欠な情報通信機能・情報網の確保	4-1	情報通信の麻痺・長期停止
	5 経済活動を機能不全に陥らせない	5-4	食料・水等の安定供給の停滞
Ⅳ 迅速な復旧・復興	6 必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通網等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	上下水道、ごみ・し尿処理施設等の長期間にわたる機能停止
		7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1
			7-3

第6章 計画の着実な推進に向けて

第1節 計画の推進と見直し

国土強靱化は、津久見市の地域計画による取組だけで実現できるものではなく、国の基本計画による取組や県計画の取組と連携させて、国土強靱化の取組を推進していくこととする。

国の基本計画は、国土強靱化の推進に関して、長期を展望しつつ、中長期的な視野の下で施策の推進方針や方向性を明らかにしており、今後の国土強靱化を取り巻く社会経済情勢等の変化や国土強靱化の施策の推進状況等を考慮し、おおむね5年ごとに計画内容の見直しを行うこととなっている。

ただし、第1章でも述べたように、策定後であっても、様々な大規模自然災害の発生等で新たに得られた教訓や社会情勢の変化等により、計画そのものの修正が必要な場合には期間満了を待たずに、適宜見直すものとする。

第2節 推進体制

計画の推進に当たっては、対象全課で組織する「津久見市国土強靱化地域計画推進委員会」（仮称）を中心とした全横断的な体制のもと、計画に掲げる施策等の進行管理を効果的に実施する。